す。 十四号)第四条の規定により、奈良県の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表しま 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四

令和三年十二月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1 職員数の状況

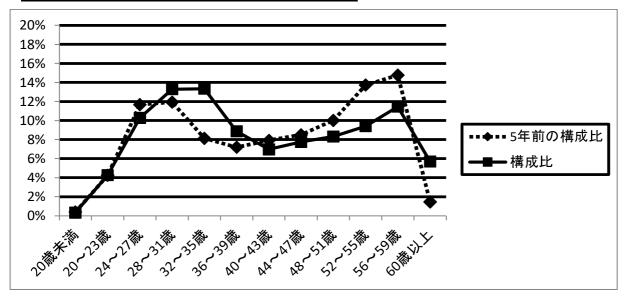
1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数	対前年	主な増減理由
部	明		令和2年	令和3年	増減数	
		議会	30	29	1	業務執行体制の見直し
普		総務	786	780	A 6	業務執行体制の見直し等
	_	税務	115	113	A 2	業務執行体制の見直し等
通	般	民生	342	355	+ 13	新型コロナウイルス感染症対応等による過配 等
	行	衛生	398	408	+ 10	新型コロナウイルス感染症対応等による過配 等
会	政	労働	5 4	53	1	業務執行体制の見直し等
	部	農水	460	461	+ 1	中央卸売市場の再整備の推進 等
計	門	商工	153	163	+ 10	ガストロノミーツーリズム世界フォーラム誘致 等
		土木	834	823	▲ 11	業務執行体制の見直し等
部		計	3, 172	3, 185	+ 13	(参考:人口10万人当たりの職員数241.76人)
	教	有部門	10,380	10,371	A 9	生徒数の減少・学級減等
門	警	察部門	2,805	2,817	+ 12	施設装備課設置 等
	,	小 計	16,357	16, 373	+ 16	(参考:人口10万人当たりの職員数1,242.80人)
会公	}	病 院	0	0	0	_
計営	7	水道	7 7	76	1	業務執行体制の見直し
部企	-	下水道	55	5 5	0	_
門業		その他	36	33	A 3	業務執行体制の見直し等
等		小 計	168	164	▲ 4	
<u></u>		計	16, 525	16, 537	+ 12	(参考:人口10万人当たりの職員数1,255.25人)
			[16,730]	[16,623]	[▲ 107]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 - 2 []内は、条例定数の合計です。
 - 3 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳 未満	20~ 23歳	24~ 27歳	28~ 31歳	32~ 35歳	36~ 39歳	40~ 43歳	44~ 47歳	48~ 51歳	52~ 55歳	56~ 59歳	60歳 以上	合計
職員数	55	706	1,701	2, 197	2, 206	1,467	1, 153	1, 281	1, 377	1, 557	1,894	943	16, 537

3 職員数の推移

(単位:人)

部門別年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2 年度	3 年度	過去5年間の増減率(%)
一般行政	3, 079	3, 115	3, 072	3, 119	3, 172	3, 185	106 (3.4%)
教育	9, 281	9, 221	9, 152	9, 015	10, 380	10, 371	1,090 (11.7%)
警察	2, 806	2, 806	2, 814	2, 799	2, 805	2, 817	11 (0.4%)
普通会計計	15, 166	15, 142	15, 038	14, 933	16, 357	16, 373	1, 207 (8.0%)
公営企業会計計	148	151	167	165	168	164	16 (10.8%)
総合計	15,314	15, 293	15, 205	15, 098	16, 525	16, 537	1, 223 (8.0%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数

第2 給与について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費※	人件費率	(参考)
	(令和3年1月1日)	A		В	В/А	元年度の人件費率
2 年度	人	千円	千円	千円	%	%
	1, 321, 250	613,770,005	1, 305, 694	145, 850, 194	23.8	28.6

(注)人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、災害補償費等です。

(参考) ※人件費の内訳 一般行政部門 29,191,059千円 (4.8%)

警察部門 24,342,741千円 (4.0%) 教育部門 92,316,394千円 (15.0%)

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員数	給		<u>. I</u>	j.	費	一人当たり
		А	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
2 年	三度	人		千円	千円	千円	千円	千円
		15,015	63, 96	1,663	15,774,616	25,943,543	105,679,822	7,038

参考都道府県平均 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含んでいません。

(その他)

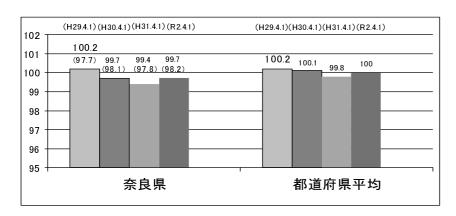
上記のほか、知事等特別職を含む職員の給料等について、以下の率で減額を行っています。

· 令和3年4月~令和4年3月· 0. 5%~10%

(※給与減額については、平成15年度から実施)

区 分	給料等
知事	10%減額
副知事	5 %減額
教育長	5 %減額
常勤の委員	4 %減額
部・次長級	3 %減額
課長級	2 %減額
小規模出先機関の長級	0.5%減額

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - ※令和2年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和2年4月1日のラスパイレス指数は、上記の①②③のいずれにも該当しない。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

			人事委員会の勧告									
区	分	民間給与A	給与改定率									
3 4	羊度	366,622円	366,661円	△39円	=	_						
				(△0.01%)								

(参考) 国の改定率 -

(注)「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

イ 特別給 (期末・勤勉手当)

			人事委員	会の勧告		
区	分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数
		割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)	
3 年	F度	月	月	月	月	月
		4.26	4.40	△0.14	△0.15	4.25

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.30

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び 地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

·

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、平均2%の引下げを行った国家公務員の俸給表に準じて引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施 ②地域手当の見直し

(支給割合) 下記のとおり。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げる。

(参考)

							T - 12 a a 4		
支給対象地域等	支給割合	平成26年度の	平成27年度	の支給割合	平成28年度	の支給割合	平成29年度	の支給割合	平成30年度の
文相	人们可口	支給割合	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	支給割合
東京	国基準	18%	18%	18.5%	20%	20%	2 0%	20%	20%
果 泉	奈良県	1 4%	14%	14.5%	14.5%	14.7%	15%	15.2%	16%
奈良•大和郡山市	国基準	1 0%	10%	10%	10%	10%	1 0%	10%	10%
宗及, 人机如川山	奈良県	5%	5%	5.5%	5.5%	5.7%	6%	6.2%	7%
天理市	国基準	12%	12%	12%	12%	12%	1 2%	12%	12%
人理印	奈良県	4%	4%	4.5%	4.5%	4.7%	5%	5.2%	6%
大和高田·橿原·生駒市	国基準	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
八和同田 墙冰 王嗣 [1]	奈良県	4%	4%	4.5%	4.5%	4.7%	5%	5.2%	6%
香芝·葛城市、生駒·北葛城郡	国基準	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
百之 曷城川、王嗣、北曷城仰	奈良県	3%	3%	3.5%	4%	4.2%	5%	5.2%	6%
桜井·御所·宇陀市、磯城郡	国基準	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
按升"邮份"于尼印、城城和	奈良県	3%	3%	3.5%	3.5%	3.7%	4%	4.2%	5%
五條市、曽爾·御杖村、	国基準	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
山辺·高市·吉野郡	奈良県	3%	3%	3.5%	3.5%	3.7%	4%	4.2%	5%
医師	国基準	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%
즈메	奈良県	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年4月1日)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日 現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
奈良県	42.4 歳	314,797 円	413,099 円	361,699 円
国	歳	円	_	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

			公 務 」	1			民	問	参考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月 額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月 額(B)	A / B
奈良県	54.2 歳	55 人	301,094 円	367,346 円	336,165 円	_	_	_	_
うち用務員	56.3 歳	5 人	278,596 円	335,021 円	322,217 円	用務員	歳	円	
その他	53.9 歳	50 人	303,344 円	370,578 円	337,559 円	_		_	_
Ħ	歳	人	円	_	円	_		_	_
都道府県平均	歳	人	Н	円	Н	_	ĺ	_	_

			参考							
	区 分		年収ベース(試算値)の比較							
			公 務 員	民 間	C / D					
			(C)	(D)						
Ι.	奈良県		6,049,057 円	_	_					
	うち用	務員	5,658,174 円	円						
	その他		6,088,145 円	_	_					

※ 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良県	45.1 歳	360,627 円	417,204 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
奈良県	40.2 歳	336,369 円	388,977 円
都道府県平均	歳	円	円

才 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
奈良県	38.2 歳	315,021 円	441,786 円	358,444 円
国	歳	円	_	円
都道府県平均	歳	円	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査に おいて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

	V V V V V	, ,, ,, ,, ,,	
区	分	奈 良 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	総合職 186,700円
			一般職 182,200円
	高 校 卒	154,900 円	一般職 150,600円
技能労務職	高 校 卒	145,850 円	ı
	中 学 卒	132,300 円	ı
高等学校教育職	大 学 卒	210,800 円	
	短 大 卒	185,700 円	Ī
小·中学校教育職	大 学 卒	210,800 円	ı
	短 大 卒	188,600 円	Ī
警 察 職	大 学 卒	208,600 円	211,400円
	高 校 卒	176,500 円	173,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和3年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,586 円	357,919 円	380,047 円	391,843 円
	高 校 卒	223,671 円	295,391 円	339,192 円	370,769 円
技能労務職	高 校 卒	(該当者なし)	(該当者なし)	*	*
	中学卒	(該当者なし)	(該当者なし)	(該当者なし)	*
高等学校教	大 学 卒	302,967 円	370,782 円	401,400 円	408,948 円
育職	短 大 卒	(該当者なし)	308,200 円	316,700 円	394,525 円
小・中学校	大 学 卒	299,997 円	371,048 円	394,480 円	406,034 円
教育職	短 大 卒	247,300 円	308, 100 円	361,433 円	383,933 円
警 察 職	大 学 卒	276,438 円	375, 179 円	393,206 円	406,074 円
	高 校 卒	252,965 円	329,928 円	370,614 円	395,835 円

[※]個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク(*)」としています。

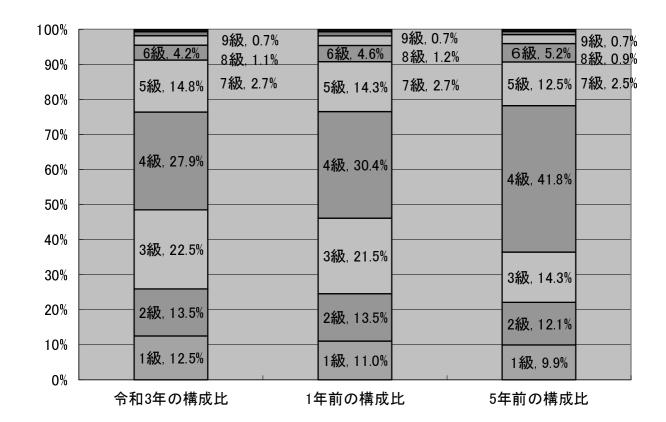
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

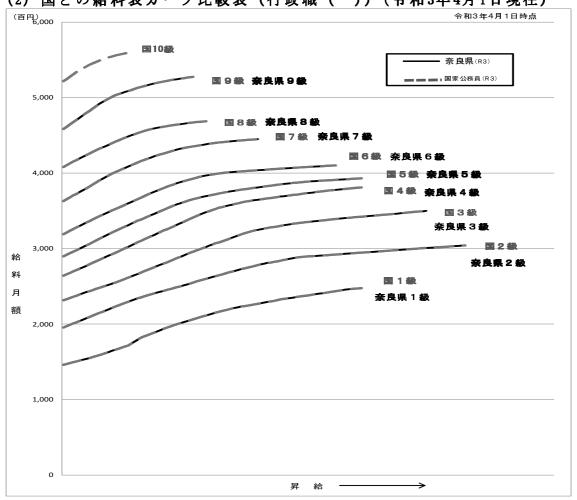
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
9	級	部長	人 22	% 0.7	円 458, 400	円 527, 500
8	級	部次長	人 38	% 1. 1	円 408, 100	円 468,600
7	級	本庁課長	人 90	% 2.7	円 362,900	円 444, 900
6	級	本庁参事・主幹大規模出先の長	人 140	4.2	円 319, 200	円 410, 200
5	級	課長補佐 出先の長・課長	人 492	14.8	円 289, 700	円 393,000
4	級	係長、主任主査	人 926	% 27.9	円 264, 200	円 381,000
3	級	主査	人 747	% 22.5	円 231, 500	円 350,000
2	級	主任主事	人 446	% 13.5	円 195, 500	304, 200
1	級	主事	人 414	% 12.5	円 146, 100	円 247,600

⁽注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (奈良県)

	令和2年4月2日から令和3年4月1日		管理職員		一般職員	
	までにおける運用					
1 .	人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区	昇給実績があ	昇給可能な区	昇給実績があ	
		分	る区分	分	る区分	
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0	
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

奈 良 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度)	-
1,642 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.90 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
管理職加算10~20%	・管理職加算10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (奈良県)

	令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
1 .	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成	支給実績があ	支給可能な成	支給実績があ
		績率	る成績率	績率	る成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

奈	良	県	国
(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算:	自己都合 19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.709 月分 惜置 定年前早期	勧奨・定年 24.586875月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 期退職特例措置 (2%~30%加算)	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均す	z 給額 2,560千円	21,618千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和2年度決算)			4,243,634 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			282,796 円		
支給対象地域等	支給率	支給	対象職員数	国の制度(支糸	合率)
東京都特別区	16.1 %		20 人	20	%
天理市	6.1 %		601 人	12	2 %
奈良市	7.1 %		6,597 人	10	%
大和郡山市					
大和高田市、橿原市、	6.1 %		4,603 人	6	%
生駒市、香芝市、葛城市、					
生駒郡平群町、同郡三郷					
町、同郡斑鳩町、同郡安					
堵町、北葛城郡上牧町、					
同郡王寺町、同郡広陵町					
同郡河合町					
桜井市、御所市、宇陀市、	5.1 %		1,644人	3	%
磯城郡川西町、同郡三宅					
町、同郡田原本町					
上記以外の地域	5.1 %		1,385 人	(%
医師	16 %		23 人	16	%
平 均 支 給 率 6.4 %				7.2	2 %
地域手当補正後ラスク					
(ラスパイレス指数)				()	

- (注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮 定した場合の加重平均の支給率です。
 - 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数 [補正後のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)

/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出]

3 本県は、異動保障は行っていません。

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度	(決算)			721,657 千円
	均支給年額(令和2年度決算)			164, 649 円
	j 支給職員の割合(令和2年度)			29.2 %
手当の種類 (手当数)				34 種類
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績	支給単価
			(R2年度決算)	
県税事務に従事する	■ 県税事務所等に勤務する職員が、	徴収金	千円	日額400円~800円
 職員の特殊勤務手当	の賦課徴収及び過料の徴収に関す	る業務	9,211	
	に従事したとき。		·	
社会福祉業務に従事	福祉事務所等に勤務する職員が、	福祉に	千円	日額300円~950円
する職員の特殊勤務	 関する業務に従事したとき。		9,031	月額20,000円
手当				
精神保健に関する業	精神保健指定医の診察への立会い	、入院	千円	日額300円
務に従事する職員の	 させる精神障害者の移送、精神保	健に関	1,308	
特殊勤務手当	する相談、指導等に従事した職員			
職業訓練事業に従事	高等技術専門校に勤務する職業訓	練指導	千円	月額
する職員の特殊勤務	員が、職業訓練に従事したとき。		2,974	給料月額の5/100
手当				(管理職手当受給者は3
				/100)
防疫作業に従事する	防疫作業に従事する職員が、感染	症の病	千円	日額300円
職員の特殊勤務手当	原体を保有し、もしくは保有して	いる疑	11,941	
	いのある者の救護もしくは当該感	染症に		〈新型コロナウイルス感
	汚染され、もしくは汚染された疑	いがあ		染症に係る防疫作業に従
	る物件の処理作業等に従事したと	き。		事する職員の特殊勤務手
				当の特例〉
				日額3,000円~4,000円
放射線取扱作業に従	病院勤務以外の診療放射線技師及	び診療	千円	日額300円~400円
事する職員の特殊勤	エックス線技師等が、エックス線	その他	0	
務手当	の放射線の照射作業に従事したと	き等		
多学年学級担当手当	教育職員が、2又は3学年の児童	又は生	千円	日額290円~350円
	徒で編成されている学級における	授業又	137	
	は指導に従事したとき。			
兼務手当	昼間授業を本務として担当する教	育職員	千円	1時間1,300円
	が夜間授業を行ったとき、又は夜	間授業	0	
	を本務として担当する教育職員が	昼間授		
	業のうち午前の授業を行ったとき	0		
教員特殊業務手当	教育職員が、非常災害時における	児童も	千円	日額3,000円
	しくは生徒の保護又は緊急の防災	もしく	281,645	~12,800円
	は復旧の業務等に従事したとき。			

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績	支給単価
		(R2年度決算)	
教育業務連絡指導手	教育職員のうち、それぞれ学校に置かれ	千円	日額200円
当	る教務その他の教育に関する業務につい	50,639	
	ての連絡調整、及び助言指導等にあたる		
	主任等で、その職務が困難であるものを		
	担当する職員が、当該担当業務に従事し		
	たとき。		
夜間学級担当手当	中学校における二部授業による夜間学級	千円	月額
	を本務として担当する教育職員が、当該	8,516	給料月額の10/100
	学級における授業に従事したとき。		
	(1)生活の著しく不便な地に所在する公	千円	(1)月額
る職員の特殊勤務手	署等に勤務する職員	64, 152	(給料+扶養手当)×4/
当			100~25/100)-(当該
			特地公署の地域手当率
			による地域手当の額)
	(2) 特地勤務に準ずる手当		(2)月額
	住居を移転して、特地公署又は準特地		5年目まで
	公署に赴任したとき。		(給料+扶養手当)×4
			/100
			6年目
			(給料+扶養手当)×2
支配を登り分割より		7 Ⅲ	/100
	職員が、水面上又は床面上おおむね10m		日額370円
職員の特殊勤務手当	以上の足場の不安定な箇所で、測量、調	76	
	査、監督、保守点検又は営繕の作業に従 事したとき。		
診療業務に従事する	保健所等(病院を除く。) に勤務する医	千円	日額500円
職員の特殊勤務手当	師が、患者に接して診療業務に従事した	5	
	とき。		
結核患者の訪問指導	保健所に勤務する保健師が、結核患者を	千円	日額300円
に従事する職員の特	訪問し、保健指導に従事したとき。	124	
殊勤務手当			
と畜検査業務に従事	と畜検査員が、獣畜のとさつ又は解体の	千円	日額300円
する職員の特殊勤務	検査に従事したとき。	0	
手当			
農業又は林業の教育	なら食と農の魅力創造国際大学校又は奈	千円	月額
指導に従事する職員	良県フォレスターアカデミーに勤務する	2,044	給料月額の7/100(上
の特殊勤務手当	職員が、実習を伴う農業又は林業に関す		限22,000円)
	る科目を担当して教育指導に従事したと		(管理職手当受給者は1
	き。		/100)
	職員が、管きょ内又は掘削中のトンネル	千円	日額370円~530円
職員の特殊勤務手当	坑内で、測量、調査、監督又は保守点検	7	
	の業務に従事したとき。		

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績	支給単価
ナヨの名称	工は入和刈参収貝及い又和刈参耒務	又 相 夫 稹 (R2年 度 決 算)	人 和 早 個
警察職員の特殊勤務	 警察職員が次の業務に従事したとき。	千円	
手当	(1)犯罪捜査作業(主として私服員の従		 (1)目額560円~970円
	事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮	201,112	(1) 13,000 1 010 1
	捕作業)		
	(2)犯罪鑑識作業		 (2)日額280円~560円
	(3) 警ら作業		(3)日額340円
	(4)交通取締用自動車その他特殊自動車		(4)日額420円~560円
	の運転作業		(1) [1 12 12 0] 1 00 0] 1
	(5)被疑者看守作業		(5)日額290円
	(6)交通警察作業		(6)日額310円~840円
	(7)死体取扱作業		(7)死体1体につき
			1,600円~3,200円
	 (8)深夜(午後10時から翌日の午前5時ま		$(8)1回410円 \sim 1,100円$
	での間)における警備等の作業		(0)15410[1 - 1, 100]
	(9)街頭における青少年補導作業		(9)日額380円
	(10)爆発物処理作業		(10) 1 回 5, 200円
	(11)特殊危険物質等処理作業		(11)日額250円
	(11) 付然地區物員等处理作業		~4,600円
	 (12)呼び出しによる夜間緊急事件事故処		
	理作業		(12) 1 回 1, 240円
	理 作未		
	 (13)山岳遭難及び水難救助作業又は災害		(13)日額700円
	救助作業		~1,680円
	(14)身辺警護等作業		(14)日額640円
	(11)为应自成节[[本		~1, 150円
	 (15)銃器犯罪捜査作業		(15)日額820円
			~1,640円
	 (16)潜水作業(潜水器具を着用して行う		(16) 1 時間310円
	作業に限る。)		~1,500円
	職員が、狂犬病予防等のため、予防注射、	千円	日額700円
	検診又は野犬の捕獲若しくは処分等の作	284	
勤務手当	業に従事したとき。	201	
	職員が、試験、研究、検査又は農作物等	千円	日額300円
	の病害虫防除等のため、毒物又は劇物を	2,691	
員の特殊勤務手当	取り扱う作業に従事したとき。	, -	
	土木事務所等に勤務する職員が、庁舎外	千円	日額300円~1,100円
	において用地の取得のための交渉又は知	3, 956	
特殊勤務手当	事が管理する土地の境界の確定のための		
	交渉のうち困難な業務に従事したとき。		
し尿処理施設の検査	環境衛生指導員等が、し尿処理施設又は	千円	日額300円~500円
	浄化槽の立入検査業務、産業廃棄物の最	705	, .
員の特殊勤務手当	終処分場の立入検査等の業務に従事した	_	
	とき。		
L		1	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績	支給単価
		(R2年度決算)	
消防訓練指導に従事	消防学校に勤務する職員が、救助訓練等	千円	日額370円
する職員の特殊勤務	の指導に従事したとき。	291	
手当			
埋蔵文化財の発掘調	橿原考古学研究所に勤務する職員が、埋	千円	日額300円
査作業に従事する職	蔵文化財の発掘調査作業に従事したと	0	
員の特殊勤務手当	き。		
家畜保健衛生業務、	(1)家畜保健衛生所に勤務し、家畜保健	千円	(1)月額14,000円
食品衛生監視業務等	衛生所法第3条に規定する業務に従事し	4,951	
に従事する職員の特	た獣医師及び家畜防疫員		
殊勤務手当	(2)保健所又は食品衛生検査所に勤務し、		(2)日額700円
	立入検査等の監視業務に従事した食品衛		
	生監視員及び環境衛生監視員		
	(3)家畜保健衛生所に勤務する獣医師及		(3)目額800円
	び家畜防疫員が、牛海綿状脳症の検査の		
	ための牛の死体の解体作業に従事したと		
	き。		
航空業務に従事する	職員が次の業務に従事したとき。	千円	
職員の特殊勤務手当	(1)航空機の操縦業務	3,533	(1)1時間5,100円
			~6,630円
	(2)航空機に搭乗して行う捜索救難等の		(2)1時間1,900円
	業務		~2,470円
	(3)航空機の整備業務		(3)日額1,040円
	(4)(2)の業務のため、飛行中の回転翼航		(4)日額870円
	空機から降下したとき。		
災害応急作業等に従	土木事務所等に勤務する職員が、正規の	千円	勤務1回730円
事する職員の特殊勤	勤務時間以外の時間に、河川又は道路に	145	
務手当	おいて豪雨等異常な自然現象により重大		
	な災害が発生し、又は発生するおそれが		
	ある場合に行う巡回監視、応急作業等に		
	従事したとき。		
文化財建造物の解体	文化財保存事務所に勤務する職員が、足	千円	日額300円
修理作業に従事する	場の不安定な箇所で文化財である建造物	678	
職員の特殊勤務手当	を測量、調査、解体又は修理の作業に従		
	事したとき(高所作業に従事する職員の		
	特殊勤務手当との併給禁止)。		
麻薬取締業務等に従	薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精	千円	日額700円
事する職員の特殊勤	神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬	20	
務手当	取締員としての業務又は同条第5項の規		
	定による司法警察員としての捜査等の業		
	務(事務的作業を除く。)若しくはけん		
	銃訓練に従事したとき。		

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績	支給単価
		(R2年度決算)	
道路上作業手当	技能労務職員が、著しく危険又は不快を	千円	日額300円
	伴う道路の維持修繕の作業等に従事した	1, 144	
	とき。		
家畜等飼育管理作業	うだ・アニマルパーク振興室及び畜産技	千円	日額350円
手当	術センターに勤務する技能労務職員が、	1,476	
	常例として相当量の家畜及び家きんのふ		
	ん尿を直接処理する作業に従事したと		
	き。		
福島原発周辺区域内	職員が次の区域において業務に従事した	千円	
作業手当	とき	0	
	(1)原発敷地内		
	①免震重要棟外		(1) ①
	1. 原子炉建屋内(福島第一原発1号		1. 日額40,000円
	機から4号機)		
	2. 故障した設備等を現場で確認する		2. 日額20,000円
	作業		
	3. 上記1・2以外		3. 日額13,300円
	②免震重要棟内		②日額3,300円
	(2)帰還困難区域		(2)① (※)
	①屋外 ②屋内		日額6,600円
			②日額1,330円
	(3)居住制限区域		
	①屋外 ②屋内		(3) ① (※)
			日額3,300円
			②日額660円
			 ※1日の作業時間が4
			時間に満たない場合
			は、手当額に60/100を
			乗じた額
│ │ 緊 急 事 態 応 急 対 策 実	 原子力災害対策特別措置法の規定	千円	 40,000円を超えない
	による原子力緊急事態宣言があった	0	範囲内で人事委員会
	場合において、標記区域に所在する		規則で定める
内作業手当	原子力発電所の周辺区域であって人		
	事委員会が定めるものにおいて職員		
	が作業に従事したとき。		
L			

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	2,425,106 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	568 千円
支給実績(令和元年度決算)	2,376,763 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	604 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

(6) その他の =	上当(令和3年4月	口現在	E)	T	
		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当た
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(2年度決算)	り平均支給年額
			英なの目母		(2年度決算)
扶養手当	・配偶者	同じ		千円	円
	行政職7級以下 6,500円			1, 556, 577	251,629
	行政職8級 3,500円				
	・子 10,000円				
	・その他の扶養家族				
	行政職7級以下 6,500円				
	行政職8級 3,500円				
	特定年齢加算額				
	5,000円				
住居手当	・借間・借家の場合	同じ		千円	円
	上限額27,000円			1,002,624	326, 481
	・自宅の場合 なし				
初任給調整手	・医師のうち採用によ	一部異な	国では、獣	千円	円
当	る欠員の補充が困難と	る	医師に対す	25,641	801, 281
	認められる職の場合		る初任給調		
	38,600円~414,800円		整手当は支		
	・医学又は歯学に関す		給しない		
	る専門的知識を必要と				
	し、かつ、採用による				
	 欠員の補充が困難と認				
	められる職の場合				
	17,300円~50,800円				
	・獣医師のうち採用に				
	よる欠員の補充が困難				
	と認められる職の場合				
	3,000円~30,000円				
通勤手当	・交通機関の利用者	一部異な	国では、自	千円	円
	通勤定期券又は回数	,	動車等の使		137, 680
	券等相当額		用者は距離	, ,	,
	・自動車等の使用者		区分に応じ		
	距離区分に応じ		2,000円~		
	3, 100円~37, 500円		31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等	同じ	51, 555,	千円	円
+ 2 K K 1 3	に伴い転居し、やむを	1,10		39, 999	384, 606
	得ない事情により同居			30,000	001,000
	していた配偶者と別居				
	し、単身で生活するこ				
	とを常況とする場合				
	30,000円 + 加算額				
管理職手当	管理又は監督の地位に	同じ		千円	円
1 2 4W 1 3	ある職員の場合			968, 466	· ·
				300,400	725, 443
	給料表、職務の級、及び				
	職に応じて定められた額				
定時制通信教	高等学校で定時制を置			千円	円
育手当	くもの又は通信制を行			35, 452	402,864
	うものの校長及び教員				
	の場合				
	給料月額の10/100(管理				
	職手当受給者は8/100)	\			

					+ v/\ mt\ = 4 1 \/\ t
手 当 名	内容及び支給単価		国の制度と 異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (2年度決算)
産業教育手当	高等学校等の農業、工			千円	円
	業実習等を担任する教			33, 521	291, 487
	員の場合				
	給料月額の5/100(管理				
	職手当受給者は3/100)				
義務教育等教	小中学校等に勤務する			千円	円
員特別手当	教員の場合			572,598	69,940
	2,900円~8,000円				
農林業普及指	農業又は林業に関する			千円	円
導手当	改良普及事業に従事す			13, 573	230,051
	る普及指導員の場合				
	給料月額の7/100(上限				
	額22,000円)				
	(管理職手当受給者は				
	1/100)	\			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ	同じ		千円	円
	た場合			497,800	344, 022
	勤務様態に応じ4,400円				
forte arm with the state and	~22,000円				
管理職員特別	管理職手当支給対象職	同じ		千円	円
勤務手当	員が臨時又は緊急の必			10,217	23, 326
	要等により週休日等に				
	勤務した場合				
	6 時間以下				
	4,000円~12,000円				
	6 時間超				
	6,000円~18,000円 週休日等以外の日に勤				
	務した場合				
	2,000円~ 6,000円				
	正規の勤務時間として	同じ		 千円	円
D = 11.4 294 424 4 3	午後10時から翌日の午	, , =		213, 318	252, 746
	前5時までの間に勤務			,	, .
	することを命ぜられた				
	場合				
	1時間当たりの給与額				
	× 0. 25×時間数				
休日勤務手当	休日等において正規の	同じ		千円	円
	勤務時間中に勤務する			581,009	507, 431
	ことを命ぜられた場合				
	1時間当たりの給与額				
	× 1. 35×時間数				

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

	区	分			給	料	月	額	等	
給	知		事	1, 09	2, 6	0 0 円	(1,	2 1	4, 00	0円)
料	副	知	事	8 9	9,6	5 0 円	(9 4	7, 00	0 円)
報	議		長	8 6	0, 0	0 0 円	(9 6	5, 00	0 円)
	副	議	長	7 5	0, 0	0 0 円	(8 4	3, 00	0 円)
酬	議		員	7 0	0, 0	0 0 円	(7 7	8, 00	0 円)
				(令和2	年度支約	合割合)			
期	知		事			3.	3 5 J	月分		
末	副	知	事			3.	3 5 J	月分		
手				(令和2	年度支統	合割合)			
当	議		長			3 .	3 0	月分		
	副	議	長			3 .	3 0	月分		
	議		員			3 .	3 0	月分		
退				(j	算定方式	弋)	(1 期の	手 当 額)	(支給時期)
職	知		事	1,214千円×	在職月	数×0.6	609	35,48	87,648円	(任期毎)
手	副	知	事	947千円×	在職月	数×0.4	135	19,7	73,360円	(任期毎)
当										

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 - 2 その他の手当としては、知事及び副知事に対し地域手当(支給率4%)が支給されます。
 - 3 退職手当の「1期の手当額」は、令和3年4月1日現在の条例本則の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 公営企業職員の状況 (水道事業)

(1) 職員給与費の状況

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	元年度の総費用に占
	A		В	В / А	める職員給与費比率
2年度	千円	千円	千円	%	%
	9,830,053	2,332,655	439,002	4. 5	4.5

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費202,499千円を含まない。

区分	職員数	給	<u>. I</u>	j.	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
2 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	7 7	293, 524	79, 730	123, 984	497, 238	6, 458

参考都道府県平均 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 - 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

(その他)

上記のほか、職員の給料等について、以下の率で減額を行っています。

· 令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 · · 0 . 5 % ~ 3 . 0 %

(※給与減額については、平成15年度から実施)

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分 平均年齢		基本給	平均月収額
奈 良 県	45.4 歳	369,803 円	659,655 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

奈 良 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)
1,642 千円	1,610千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.90 月分 (1.40)月分(0.90)月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算10~20%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

奈	良	県	ন	体	平	均
(支給率)	自己都合	勧奨・定年				
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分				
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分				
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分				
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分				
その他の加算:	措置 定年前早期	退職特例措置				
		(2%~30%加算)				
1人当たり平均ま	元給額 2,560千円	21,618千円	1人当たり平均支	給額	:	21,899千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支 給 実 績	(令和2年度決分		20,901 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)				271,438 円
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	一般行政職の制度 (支給率)
奈良市又は大和郡	7.1 %		58 人	7.1 %
山市				
桜井市又は御所市	5.1 %		20 人	5.1 %

(注) 本県は異動保障は行っていません。

工 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度	[決算]			523 千円
支給職員1人当たり平	均支給年額(令和2年度決算)			16,885 円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(令和2年度)			40.3 %
手当の種類 (手当数)				5種類
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業	務	支給実績	支給単価
			(R2年度決算)	
高所作業に従事する	職員が、地上、水面上又は床面上	おおむ	千円	日額370円
職員の特殊勤務手当	ね10m以上の足場の不安定な箇所	で、測	21	
	量、調査、監督、保守点検又は営	繕の作		
	業に従事したとき。			
用地取得等の交渉業	庁舎外において用地の取得のため	の交渉	千円	日額300円~1,100円
務に従事する職員の	又は管理者が管理する土地の境界	の確定	0	
特殊勤務手当	のための交渉のうち困難な業務に	従事し		
	たとき。			
管路保守作業手当	送水管等の弁及び電気防食設備の	点検、	千円	日額370円
	修理又は操作の作業に従事したと	き。	77	
坑内作業に従事する	職員が、管きょ内又は掘削中のト	ンネル	千円	日額370円~530円
職員の特殊勤務手当	坑内で、測量、調査、監督又は保	守点検	0	
	の業務に従事したとき。			
毒物又は劇物等の取	試験、研究、検査又は浄水業務の	ため、	千円	日額300円
扱作業に従事する職	毒物又は劇物を取り扱う作業に従	事した	425	
員の特殊勤務手当	とき。			

才 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	16,972 千円
職員1人当たり平均支給年額(R2年度決算)	220 千円
支給実績(令和元年度決算)	19,500 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	257 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1 日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象 とはならない職員を 除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

	手 当 名		支給実績 (R2年度決算)	一般行政職の制度 との異同	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (R2年度決算)	
扶	養	手	脈	10,108千円	同	240,672円
住	居	手	半	4,886千円	同	325,707円
通	勤	手	当	12,859千円	同	171,457円
管	理月	職 手	胀	13,386千円	同	743,680円
管理	里職特別	別勤務引	手当	98千円	同	9,750円
休	日勤	務 手	当	0千円	司	0円

第3 職員の任免の状況

1 採 用

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

(単位:人)

─ 区分	合 計	競争試験	選考	任期作	寸職員	再任月	
職種				常勤	非常勤	常勤	非常勤
一般行政職	247	130	19	20		75	3
研究職	21	6	7	7		1	
医療職	19		14	1		4	
福祉職	8		8				
企業職							
技能労務職	10					10	
教育職	962		319	273	6	362	2
警察職	121	93				28	
合 計	1, 388	229	367	301	6	480	5

2 退 職

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

(単位:人)

								<u> </u>
区分	合 計	定年退職	勧奨・早期	その他		任期	満 了	
職種 \					任其	明付 一	再	任用
					常勤	非常勤	常勤	非常勤
一般行政職	258	129	24	48	20		22	15
研究職	10	6	1	1	2			! ! !
医療職	24	10	1	7	2		3	1
福祉職	1							1
企業職								
技能労務職	16	4		1		 	6	
教育職	1, 146	334	5 5	115	272	6	362	2
警察職	86	45	2	32			7	
合 計	1,541	528	83	204	296	6	400	24

第4 勤務時間その他の勤務条件等の状況

1 勤務時間

1週間の	1 日の				
正規の	正規の	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
勤務時間	勤務時間				
				1 2 時 0 0 分	
3 8 時間 4 5 分	7 時間 4 5 分	8時30分	17時15分	\sim	
4 5 万	45分			13時00分	

- (注) 1 特別の形態で勤務する必要のある職員で上記により難いものについては、所属長が 別に定めています。
 - 2 県立の高等学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の勤務時間については、学校長が別に定めています。

2 休暇制度の概要

(1) 年次有給休暇の取得状況(令和2年1月1日~令和2年12月31日)

(概要) 暦年により20日付与し、未取得分は20日を限度として翌年へ繰り越されます。

任命権者の別	平均取得日数
知事部局等	11. 50 目
教育委員会	8. 22 日
警察	10.50 日

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(2) 特別休暇等の概要 (令和3年4月1日現在)

区 分	付与日数
負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがや	90日(結核性疾患は12月)の範囲
むを得ないと認められる場合	内
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す	その都度必要と認められる期間
る法律第33条の規定による交通の制限又は遮断によ	
り勤務が不可能となった場合	
風水震火災その他の災害による交通の遮断により勤	その都度必要と認められる期間
務が不可能となった場合	
風水震火災その他の災害により職員の現住居が滅失	1週間を超えない範囲内(連続する7
又は破壊された場合	日間)でその都度必要と認められる期
	間
交通機関の事故等による不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼	その都度必要と認められる期間
出に応ずる場合	

区分	付与日数
骨髄ドナー登録のため又は骨髄移植のため、配偶者、	その都度必要と認められる期間
父母等の近親者以外の者に骨髄液を提供するために	[C 小的及名女 C 即 60 0 40 0 列 []
勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
職員が自発的にかつ報酬を得ないで、次の社会に貢	1 年に5日の範囲内
献する活動を行う場合	
ア 相当規模の災害が発生した被災地又は周辺地域での被災者支	
援活動	
イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等での活動	
ウ 障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支	
障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	その都度必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	,,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
妊娠中の女性職員が母胎保護のために通勤による混 ************************************	
雑緩和が必要と認められる場合	えない範囲
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又	1回につき、1日の勤務時間の中で必
は健康診査を受ける場合	要と認められる期間
	○妊娠満23週まで 1回/4週
	○妊娠満24~35週まで 1回/2週
	○妊娠満36週~出産 1回/1週
	○出産後1年 その間に1回
職員の出産の場合	以下のいずれかの期間の中で職員が請
	求した期間
	ア 出産予定日より8週間前(多胎妊娠の場
	合は14週間前)の日から産後8週間を経過
	する日までの期間
	イ 産前の休暇を始める日から16週間(多胎
	妊娠の場合は22週間)を経過する日までの
	期間
生理日に勤務することが著しく困難である場合	1回につき2日以内
職員が1歳3月未満の子を養育する場合	1日2回、1回につき30分以内
職員の婚姻の場合	7日を超えない期間
父母、配偶者、子の祭日の場合	慣習上最小限度必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者・・・10日 実父母 ・・・7日
	子 … 7 日 実祖父母… 3 日
	など
夏季休暇	7月から9月までの期間内において5
	日の範囲内
当該年度で満40歳又は満50歳に達する職員が、旅行	3日以内
等によりリフレッシュを図る場合	
12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	1年で5日の範囲内
にある子の看護のため勤務しないことが相当と認め	
られる場合	
短期介護休暇	6日以上の要介護状態の場合、1年で
	5日の範囲内
配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当と認めら	3日の範囲内
れる場合	

区分	付与日数
配偶者が出産する場合で出産予定日より8週間前(多	5日の範囲内
胎妊娠の場合は14週間前)の日から産後8週間を経	
過する日までの期間において、出産に係る子又は小	
学校就学前の子を養育するため、勤務しないことが	
相当と認められる場合	

3 育児休業その他の休業の概要

(1) 育児休業等の概要

(概要)

- ア 育児休業・・・地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」といいます。) 第2条第1項の規定により、満3歳までの子を養育するために全日取得でき ます。
- イ 部分休業・・・ 育児休業法第19条第1項並びに職員の育児休業等に関する条例(以下「育児休業条例」といいます。)第27条第1項の規定により、子を養育するために1日の勤務時間の一部を休業することができます(子が小学校の始期に達するまでの期間に1日2時間まで)。
- ウ 育児休業条例に基づく子育てのための休業・・・育児休業条例第28条第1項及び第4項の 規定により、子を養育するために1日の勤務時間の一部を休業することがで きます(子が9歳に達する日以後最初の3月31日までの期間に週18時間 45分まで)。

※育児休業又は部分休業により勤務しない時間は無給です。

取得状況 (単位:人)

	<u> </u>											
		(ア)	(ア) 育児休業			(イ) 部分休業			(ウ)条例に基づく休業			
任命	市権者	2年度中に	元年度から	計	2年度中に	元年度から	計	2年度中に	元年度から	計		
		新たに取得	継続取得		新たに取得	継続取得		新たに取得	継続取得			
知事	男性職員	16	2	18	4	4	8					
部局等	女性職員	40	50	90	41	42	83	17	24	41		
教育	男性職員	24	1	25	7		7					
委員会	女性職員	291	289	580	88	7	95	15		15		
警察	男性職員	4	1	5								
	女性職員	20	32	52	15	26	41	3	8	11		
合計	男性職員	44	4	48	11	4	15					
	女性職員	351	371	722	144	75	219	35	32	67		
	計	395	375	770	155	79	234	35	32	67		

- 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
- 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(2) 介護休暇及び介護時間の概要

(概要)

- ア 介護休暇・・・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により 日常生活を営むのに支障がある場合、その介護のために3回を超えず、か つ、通算して6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇を取 得できます。
- イ 介護時間・・・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により 日常生活を営むのに支障がある場合、その介護のために連続する3年の期 間内において1日につき2時間を超えない範囲で勤務時間の一部を勤務し ないことができます。

※介護休暇及び介護時間により勤務しない時間は無給です。

(介護休暇) (単位:人)

.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(TET)									
任命	冷権者	R 2 年度		要介護者の別					取得形式の別	
		取得者数	配偶者	実父母	子	義父母	祖父母	その他	全日型	時間型
知事	男性職員	1		1					1	
部局等	女性職員	2			2				1	1
教育	男性職員	1	1						1	
委員会	女性職員	1.4	1	7	4		2		14	
警察	男性職員	1	1						1	
	女性職員									
	男性職員	3	2	1					3	
合計	女性職員	16	1	7	6		2		15	1
	計	19	3	8	6		2		18	1

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(介護時間) (単位:人)

任命	^冷 権者	R 2 年度							
		取得者数							
			配偶者	実父母	子	義父母	祖父母	その他	
知事	男性職員								
部局等	女性職員	1	1						
教育	男性職員								
委員会	女性職員								
警察	男性職員								
	女性職員	1		1					
	男性職員								
合計	女性職員	2	1	1					
	計	2	1	1					

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(3) 修学部分休業と高齢者部分休業の概要

(概要)

- ア 修学部分休業・・・地方公務員法第26条の2の規定により、公務の運営に支障がなく、かつ、 公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、学校教育法に定める 教育施設における修学のため、2年を超えない範囲で勤務時間の一部を 休業することができます。
- イ 高齢者部分休業・・・地方公務員法第26条の3の規定により、公務の運営に支障がなく、定 年退職日から5年を超えない範囲内で遡った日以後で、申請した日から 定年退職日までの期間、勤務時間の一部を休業することができます。

		①2年度修学部分	② 2 年度 高齢者部分
任命権者		休業取得者	休業取得者
知事部局等	男性職員		
	女性職員		
教育委員会	男性職員		
	女性職員		
警察	男性職員		
	女性職員		
合計	男性職員		
	女性職員		
	計		

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(4) 配偶者同行休業の概要

(概要)配偶者がおおむね6ヶ月以上継続して海外滞在をするときに、同行する場合に3年を超えない範囲で休業が認められます。

			配偶者同行休	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理					
	R 2 年度		由						
任命権	養者	取得者数	外国での勤務	事業経営その 他個人が業と して行う活動		その他			
知事部局等	男性職員 女性職員								
教育委員会	男性職員								
	女性職員	3	3						
警察	男性職員								
	女性職員								
合計	男性職員								
	女性職員	3	3						
	計	3	3						

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(5) 自己啓発等休業の概要

(概要) 公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務能力の向上に資すると認められる場合で、大学等課程の履修で2年(特に必要な場合は3年)、国際貢献活動で3年の範囲内で休業が認められます。

		R 2 年度	大学等課程	国際貢献活動
任命権者		取得者数	の履修	
知事部局等	男性職員	1	1	
	女性職員			
教育委員会	男性職員	1	1	
	女性職員	4	2	2
警察	男性職員			
	女性職員			
合計	男性職員	2	2	
	女性職員	4	2	2
	計	6	4	2

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

(6) 大学院修学休業の概要

(概要)教育公務員特例法第26条第1項の規定により、公立学校の教諭等が専修免許状を取得することを目的に、大学院の課程等を履修するため、3年を超えない範囲で休業することができます。

任命権者		2年度中に	元年度から	計
		新たに取得	継続取得	
教育委員会	男性職員			
	女性職員	1		1
計		1		1

(注)教育委員会には、県立学校、特別支援学校及び市町村立の小中学校の教職員は、含みません。

4 服務

(1) 職務専念義務免除の承認

(概要)地方公務員法第35条の規定により、職員は、その職務に専念する義務を負っていますが、 「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規 則」の定めに適合する場合には、その義務の免除につき承認できます。

研修を受ける場合 (条例第2条<u>第1号)</u> 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (条例第2条第2号) その他人事委員会が定める場合 (条例第2条第3号) 勤務条件に関する措置の要求又はその審査へ出頭する場合 (規則第1号) 不服申立をし、又はその審理に出頭する場合 (規則第2号) 苦情相談に係る事情聴取 (規則第3号) 当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 (規則第4号) 本県の特別職としての地位を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第5号) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員と しての職を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第6号) 本県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認め られる団体等の地位を兼ね、その職務に従事する場合 (規則第7号) 国又は地方公共団体の実施する競争試験等を受ける場合 (規則第8号) その他任命権者が必要と認め、人事委員会の承認を得た場合 (規則第9号)

(2) 職務外従事の許可

(概要)地方公務員法第38条の規定により、職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員等への就任、自ら営利を目的とする私企業の経営、報酬を受けての事業への従事などは禁止されていますが、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定める基準に適合する場合には許可できます。

ヹ ゟ

単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来たさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合

(規則第3条第1号)

職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

(規則第3条第2号)

信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来たさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合(規則第4条第1号)

上欄の場合で、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、 任命権者が特殊な事情があると認めた場合

(規則第4条第2号)

職員団体の業務に専ら従事する場合

(規則第4条第3号)

(3) 教員の兼職の許可

(概要)教育公務員特例法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する 他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと認める場合に許可しま す。

5 分限及び懲戒

(1) 分限処分事由別件数

(概要) 地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその 職務を十分に果たすことができない一定の事由がある場合に、職員の意に反して行う処分 です。

任命権者	事由	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等	勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号) 心身の故障の場合					
	(法第28条第1項第2号、第2項第1号) 職に必要な適格性を欠く場合			140		140
	(法第28条第1項第3号) 職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	1				1
	その他					
	 小 計 勤務実績が良くない場合	1		140		141
教育委員会	勤務美績が良くない場合 (法第28条第1項第1号) 心身の故障の場合					
	(法第28条第1項第2号、第2項第1号) 職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	2		147		149
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
	その他					
	小 計 勤務実績が良くない場合	2		147		149
警察	勤務美額が良くない場合 (法第28条第1項第1号) 心身の故障の場合	 				
	(法第28条第1項第2号、第2項第1号) 職に必要な適格性を欠く場合			16		16
	(法第28条第1項第3号) 職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
	その他					
	小計			16		16
	合 計					
	東郊民祭にけ 知東郊民 数玄禾昌へ以外の	3		303		306

- (注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。
 - 2 複数の事由に該当する場合には、主たる事由において計上しています。

(2) 懲戒処分事由別件数

(概要)地方公務員法第29条の規定により、公務における秩序を維持することを目的として、職員の一定の服務義務違反に対して行う処分です。

任命権者	事由	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
知事部局等	法令違反 (法第29条第1項第1号)	2		2	1	5	N 11 3
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号) 全体の奉仕者たるにふさわしくない	1	1			<u> </u>	4
	非行(法第29条第1項第3号)						
	小計	3	1	2	1	7	4
教育委員会	法令違反 (法第29条第1項第1号)			1	2	3	
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号)						22
	全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行(法第29条第1項第3号)						1
	小計			1	2	3	23
警察	法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	3		1	5	
	職務上の義務違反または怠慢 (法第29条第1項第2号)						
	全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行(法第29条第1項第3号)						
	小計	1	3		1	5	
	合 計	4	4	3	4	15	27

⁽注) 1 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

² 複数の事由に該当する場合には、主たる事由において計上しています。

6 職員研修

(1) 知事部局等

ア 職位基本研修

研修名	対象者	延べ日数	主な研修内容
新規採用職員	令和2年度	3.5日	組織の一員としての自覚や心構えを養い、県民全
研修	新規採用職員	(他16科	体の奉仕者としての公務員意識の確立を図る。即
	(前期・後期	目資料配付)	戦力となるよう職務に必要な基礎知識や技能を習
	合体)		得することに重点を置き、職場への円滑な適応を
			図る。
採用3年目職員研修	採用3年目の職	2 日	採用3年目を迎える若手職員として、組織におけ
	員	(他3科目	る自らの役割を再認識し、自立的に業務を遂行す
		資料配付)	るために必要な知識及び技能を習得する。
中堅職員研修	採用8年目の職	1.5目	中堅職員として、組織内での主体的行動力を養う。
	員		自身の将来を見据え、キャリアをデザインする機
			会とする。
採用25年目研修	採用25年目の	0.5目	採用25年目を迎え、公務員としての心構えや役
	職員	(他2科目	割を再認識し、実務の中心となる存在であること
		資料配付)	を意識する。
			関係者と調整しながら、問題発見・企画提案を率
			先垂範する力を養う。
新任係長級研修	新任係長級の職	4 目	監督者として、部下の指導・育成を中心とした職
		(他8科目	を向上させる。
		資料配付)	第一線の実務責任者として業務を円滑に遂行して
			いくための能力を向上させる。
新任課長補佐級研修	新任課長補佐級	8 目	部下育成、組織運営など管理者の果たすべき役割
	の職員	(他4科目	とその実践方法を習得する。
		資料配付)	人事評価制度を理解し、評価者としてのスキルを
			習得する。
新任課長級研修	新任課長級の職	2.5日	組織の管理者として、人材育成を含めた組織マネ
	員	(他2科目	ジメント能力を向上させるとともに、危機管理の
		資料配付)	重要性を理解し、実践的なスキルを習得する。
人権問題研修	部長・次長級お	0.5日	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとと
(役付職員)	よび課長級の職		もに、積極的に人権問題の解決に取り組む判断力
	員		と実践力の習得を図る。

イ 能力開発研修

I 知識·技能

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
自治体法務	全職員	1 目	条例、規則、告示等の具体的な事務の流れ、詳細
			な手続等、法制執務の基礎を身につける。
わかりやすい文章を	全職員	1 日	相手に伝わる書き方のポイントを理解することで、
書くコツ			わかりやすい文章を書くコツをつかみ、説明資料
			や報告書の作成に活用する。
企業会計	全職員	2 日	簿記3級程度の簡単な決算書や精算表の作成を行
			い、財務諸表の仕組みを理解しながら、法人の決
			算書を読む演習を通して、経営分析の基本的な考
			え方を理解する。
経営分析	全職員	2 日	財務諸表の基礎知識を有する職員が、事例を通し
			て財務分析能力を高め、法人の経営状況を分析す
			る手法を身につける。
エクセル応用	全職員	1 日	エクセルの基本操作ができる中級者が、さまざま
			な関数やマクロを使った自動処理など、業務に活
			用できるエクセルの応用的な操作方法を習得する。

Ⅱ 業務遂行能力

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
図解思考力向上	全職員	1 目	言葉で伝えるよりも明確でわかりやすい「図解」
~ 複雑な情報を「図解」で整理する~			の表現方法のコツを学び、図解思考による情報整
			理術を理解する。
人をひきつけるプレ	全職員	1 目	企画提案から事業説明会まで、相手をひきつける
ゼンテーション			プレゼンテーションの基本的な手法を身につける。
ワンペーパー資料作	全職員	1 目	わかりやすい資料づくりのコツを理解し、効果的
成			に伝えるためのポイントを習得する。
業務マニュアル作成	全職員	1 日	マニュアル作りのコツを学習し、使いやすい業務
力向上			マニュアルを作成する能力を向上させるとともに、
			マニュアル作成を通して業務を標準化し、組織と
			しての業務改善につなげていく手法を習得する。
インバスケット	全職員	1 日	インバスケットの手法を用いて、仕事の段取りや
~優先順位の付け方~			優先順位の付け方を学ぶことにより、効率的な仕
			事の取組みに活用する。

Ⅲ 折衝・調整力

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
現場で活かすクレー	全職員	1 月	事例をもとにクレーム対応の基本を理解し、各自
ム対応			が体験したクレーム事例について対応方法を検討
			することやクレーム対応の演習を通して、より実
			践的な対応スキルを身につける。
話し方・説明力向上	全職員	1 日	考えをまとめ、相手にわかりやすく自分の意図を
			伝える話し方を身につけることにより、コミュニ
			ケーション力を高める。
意図を引き出す質問	全職員	1 目	使い方によって、相手の意図を引き出し、折衝・
カ			交渉につないだり、相手の行動を促したりできる
			「質問力」を身につけることで、コミュニケーシ
			ョン力を高める。

ウ その他の研修所研修

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
新規採用職員	新規採用職員	1 日	指導担当者としての心構えを学ぶ。
指導担当者フォローアップ	指導担当者		指導担当者になってからの半年間を振り返り、新
研修			規採用職員への指導の中で見えてきた課題を見つ
			め、その解決について考える。
子育て世代ワークラ	概ね平成31年	1 目	多様な働き方の必要性について理解するとともに、
イフバランス実現支	4月1日以降		仕事と生活を調和させ、長く働き続けるための意
援研修(子育て支援	に育児休業か		識づくりを行う。
研修)	ら復帰した者		
	及び受講を希		
	望する職員		
子育て世代ワークラ	産前産後休暇	0.5月	職場復帰後に利用可能な制度及びその手続き等に
イフバランス実現支	中又は育児休		ついて周知するとともに、子育て経験のある職員
援研修(産休・育休	業中の受講を		との意見交換を通じて、復帰時における不安を解
職員復帰支援研修)	希望する職員		消し、円滑な職場復帰を支援する。
女性職員キャリア支	自治研修所長	1 目	現在自身が持っているスキルや強みに気づき、組
援研修(キャリアデ	が指名する女		織や生活の中で求められる役割を意識しながら前
ザイン研修 I)	性職員		向きにキャリアをとらえ、安心して働き続けられ
			るよう、これからの自分を考える機会とする。
会計年度任用職員等	すべての会計年	1 日	県民全体の奉仕者としての公務員意識の確立を図
研修	度任用職員及び	(他2科目	るとともに、職務に必要な基礎知識を習得する。
	臨時的任用職員	動画配信、	
		1 科目資料	
		配付)	

工 派遣研修

研修名	対象者	延べ日数	派遣先
自治大学校派遣研修	係長以上または相当する職員	約2ヶ月間	第1部課程
	係長以上または相当する職員	約3週間	第1部・第2部特別課程
	税務経験のある係長級以上ま	約3週間	税務専門課程(税務・徴収コース)
	たは相当する職員		
	人材育成担当部局の係長級以	4 日間	I C T 人材育成特別研修
	上または相当する職員		
政策研究大学院大学	派遣を希望する職員(大学に	1 年間	公共政策プログラム(防災・危機管理
派遣研修	おいて論文・英語・面接の審		コース)
	査あり)		
(一財) 自治体国際	派遣を希望する職員	3 年間	東京本部(1年目)
化協会派遣研修			パリ事務所 (2~3年目)

(2) 教育委員会

ア 教職員の経験年数に応じた研修

教職員 5 柱			THE LAND
研修名	対象者	延べ日数	研修内容
幼稚園等新規採用教	幼稚園等新規	園内研修	新規採用幼稚園等教員が、幼児教育に関わ
員研修講座	採用教員及び	10 日	る基礎的・基本的な内容について理解を深
	特別支援学校	園外研修	め、実践的な指導力を高める研修
	幼稚部新規採	8 目	
	用教員		
初任者研修講座	小·中学校、	小学校·特別支	新規採用教員が、実践的な指導力と使命感
	高等学校及び	援学校18日、	を養い、幅広い知見を得るとともに、今日
	特別支援学校	中学校·高等学	的課題や事例に対応できる能力を身に付け、
	新規採用教員	校17日	資質の向上を図る研修
新規採用養護教諭研	小·中学校、	11日	新規採用養護教諭が職務やその在り方を理
修講座	高等学校及び		解し、今日的課題や事例に対応できる能力
	特別支援学校		を身に付け、専門性と実践的指導力を高め
	新規採用養護		る研修
	教諭		
新規採用栄養教諭研	小 · 中学校及	11月	新規採用栄養教諭が職務やその在り方を理
修講座	び特別支援学		解し、今日的課題や事例に対応できる能力
	校新規採用栄		を身に付け、専門性と実践的指導力を高め
	養教諭		る研修
新規採用学校事務職	小 · 中学校新	12 目	新規採用学校事務職員が職務やその在り方
員研修講座	規採用学校事		を理解し、今日的課題や事例に対応できる
	務職員		能力を身に付け、専門性と実践的指導力を
			高める研修
新規採用実習助手研	高等学校及び	2 目	新規採用実習助手が、職務やその在り方を
修講座	特別支援学校		理解し、今日的諸課題への対応力や使命感
	新規採用実習		を養い、資質の向上を図る研修
	助手		
B			

初朔如修神座(2 中	短田の年日の	小学坛 4 口	採用2年目の教員が、実践的な指導力と使
	小・中学校、		命感を養い、幅広い知見を得るとともに、
			今日的課題や事例に対応できる能力を身に
			付け、資質の向上を図る研修
	教員及び養護		
	栄養教諭	栄養教諭	
		1日	
			採用3年目の教員等が、実践的な指導力と
	小·中学校、		使命感を養い、幅広い知見を得るとともに、
			今日的課題や事例に対応できる能力を身に
			付け、資質の向上を図る研修
	教員	校1日	
初期研修講座(2年			採用2年目・3年目の学校事務職員が、実
目・3年目)	3年目の学校		践的な指導力と使命感を養い、幅広い知見
	事務職員		を得るとともに、今日的課題や事例に対応
			できる能力を身に付け、資質の向上を図る
			研修
新規任用臨時講師研		3 目	年間任用で教諭歴のない新規任用の臨時講
	高等学校及び		師が、職務やその在り方を理解し、今日的
	特別支援学校		課題への対応力や使命感を養い、資質の向
	新規任用臨時		上を図る研修
	講師(教諭歴		
-	のない者)		
			学校等における教育活動その他の学校運営
研修講座	ら11年目の小	及び	の円滑かつ効果的な実施において、中核的
	中学校、高	自己啓発研修	な役割を果たすことが期待される中堅教諭
			等として職務を遂行する上で必要とされる
			等として職務を遂行する上で必要とされる 資質の向上を図る研修
	支援学校の教	修、教科等研	
	支援学校の教	修、教科等研 究会研修、社	
	支援学校の教	修、教科等研 究会研修、社 会体験研修よ	
	支援学校の教	修、教科等研 究会研修、社 会体験研修よ り選択)(R 2は新型コロ ナウイルス感	
	支援学校の教	修、教科等研 会体験のの 会体験のの のの のの は新型ルン は が で で を と は が り に の に の に り に り に り た り た り た り た り た り た り た り	
	支援学校の教	修、教科等研 究会研修、社 会体験研修よ り選択)(R 2は新型コロ ナウイルス感	
	支援学校の教	修、教科等研 会体験のの 会体験のの のの のの は新型ルン は が で で を と は が り に の に の に り に り に り た り た り た り た り た り た り た り	
	支援学校の教員	修究会体選はするをといっている。 をはいる はいい はい	
養護教諭・栄養教諭	支援学校の教員	修究会の場とのでである。 数 4 修 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
	支援学校の教員	修究会の場とのでである。 数 4 修 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	資質の向上を図る研修 学校等における教育活動その他の学校運営
養護教諭・栄養教諭	支援学校の教 員 採用11年目の 乗護教諭・栄	修究会体選はウ症をの験け、型ルンには、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	資質の向上を図る研修
養護教諭·栄養教諭 ・学校事務職員中堅 教諭等資質向上研修	支援学校の教 員 採用11年目の 乗護教諭・栄	修究会体選はウ症をの験け、型ルンには、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	資質の向上を図る研修 学校等における教育活動その他の学校運営 の円滑かつ効果的な実施において、中核的
養護教諭·栄養教諭 ・学校事務職員中堅 教諭等資質向上研修 講座	支援学校の教 景 期11年 報 養教 論 学校	修究会体選はウ症をの験け、型ルンには、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	資質の向上を図る研修 学校等における教育活動その他の学校運営 の円滑かつ効果的な実施において、中核的 な役割を果たすことが期待される中堅教諭
養護教諭·栄養教諭 ・学校事務職員中堅 教諭等資質向上研修 講座	支援学校の教	修究会体選はウ症をの験け、型ルンには、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	資質の向上を図る研修 学校等における教育活動その他の学校運営 の円滑かつ効果的な実施において、中核的 な役割を果たすことが期待される中堅教論 等として職務を遂行する上で必要とされる

学校事務スキルアッ	採用4年目か	1 目	基礎定着期にある学校事務職員として自ら
プ研修講座基礎	ら10年目の小		の役割を再認識するとともに、他の教員と
	· 中学校事務		協働して学校運営に取り組むために必要な
	職員		知識と技能を習得し、実践する能力を養う
			研修
森林環境教育基礎研	小·中学校及	2 日	森林環境教育の基本的事項について学ぶと
修講座	び特別支援学	(R2は新型コ	ともに、各校で森林環境体験学習を効果的
	校新規採用教	ロナウイルス感	に実施するための指導力の向上を図る研修
	員	染症感染防止の	
		ため1日)	

イ 管理職研修

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
新任校長研修講座	小 · 中学校、	2 目	新しく就任した校長が、今日的課題に対応
	高等学校及び	(R2は新型コ	した学校経営推進のための専門的な知識等
	特別支援学校	ロナウイルス感	を身に付け、各地域の中核として教育に取
	新任校長	染症感染防止の	り組むことを目指す研修
		ため1日)	
幼稚園・認定こども	幼稚園園長又	1 目	教育課題に目を向け、園経営に必要な情報
園経営研修講座	は教頭(主任)		を得るとともに、質の高い教育・保育の提
			供に向けた園内体制を整え、管理職として
			の資質の向上を図る研修
管理職「人権教育」	小·中学校、	1 目	「人権教育の推進についての基本方針」や
研修講座	高等学校及び	(R2は新型コ	「人権教育の指導方法等の在り方について
	特別支援学校	ロナウイルス感	[第三次とりまとめ]」への理解を深め、人
	管理職	染症感染防止の	権尊重の視点に立った学校経営の具体的取
		ため中止)	組について学ぶ研修
新任教頭研修講座	小·中学校、	2 目	新しく就任した教頭が、職務遂行に必要な
	高等学校及び	(R2は新型コ	知識等を身に付け、今後の学校運営を円滑
	特別支援学校	ロナウイルス感	に進めることを目指す研修
	新任教頭	染症感染防止の	
		ため資料配付に	
		変更)	
新任園長研修講座	新任園長(新	1 目	新しく就任した園長(または教頭・主任等)
	任教頭·主任		が、園経営のための専門的な知識等を身に
	等を含む)		付け、今後の園経営を円滑に進めることを
			目指す研修
子どもの自殺予防研	小学校管理職	1 目	喫緊の課題である子どもの自殺予防に関す
修講座(小学校管理			る取組を推進するため、自殺予防に関する
職)			理解を深め、自殺予防教育の推進に向けて
			の校内体制づくりに関するスキルを高める
			研修

(3) 警察本部

ア 採用時教養

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
初任科	令和2年度新	大卒 6ヶ月	警察学校において新規採用者に対する
	規採用者	短大卒・高卒	各種初任教養
		10ヶ月	
		一般職員4週	
職場実習	初任科修了者	大卒 3ヶ月	初任科を修了した警察官に対する職場
	(警察官)	短大卒・高卒	での実習による教養
		3 ヶ月	
初任補修科	職場実習修了	大卒2ヶ月	職場での実習を修了し、再度警察学校
	者 (警察官)	短大卒・高卒	において行う総合的な教養
		3ヶ月	
実戦実習	初任補修科修	大卒 4ヶ月	初任補修科を修了した警察官に対する
	了者(警察官)	短大卒・高卒	職場での実習(独力勤務)による教養
		5ヶ月	

イ部門別任用科・専科教養

研修名	対象者	延べ日数	研修内容
看守任用専科	警察署におけ	5 日間	看守勤務員として必要な勤務要領、基
	る看守勤務員	(2回実施)	礎的知識技能を修得させる
警察安全相談、被害	警察安全相談	5 日間	相談業務、被害者支援に必要な専門的
者支援専科	を担当する警		知識技能及び対応要領を修得させる
	察職員		
実戦的総合訓練指導	若手警察官に	4 日間	若手警察官の実務能力向上に有効な実
者専科	対する指導・		戦的総合訓練の企画・立案及び実施要領
	教養実務を担		を習得させる。
	当する警察官		
職務質問専科	職務質問準技	5 日間	精強な第一線警察構築に向けた現場執
	能指導員に指		行力の強化を推進するため、職務質問
	定されている		準技能指導員の知識技能の向上を図る
	者及び今後指		
	名が予定され		
	ている者		
サイバー捜査専科(基	所属から推薦	5 日間	サイバー犯罪捜査に携わる警察官に対
礎)	を受けた入校		し、基礎的な情報通信技術に関する知
	者		識・技能や捜査要領を修得させる
サイバー捜査専科(応	所属から推薦	5 日間	サイバー犯罪捜査に携わる警察官に対
用)	を受けた入校		し、実戦的かつ高度な情報通信技術に
	者		関する知識、技能及び捜査要領を習得
			させる
人身安全関連事案対	所属から推薦	5 日間	人身安全関連事案(ストーカー事案、
策専科	を受けた入校		配偶者暴力、行方不明事案、児童・高
	者		齢者・障害者虐待事案等)に対処する
			警察官に対して必要な教養を実施し対
			処能力の向上を図る

-	<u>1</u>		T
生活安全任用科	生活安全任用	26日間	生活安全専務員として必要な基礎的知
	候補者		識技能を修得させる
性犯罪捜査専科	所属から推薦	5 日間	性犯罪事件捜査に携わる捜査員に対し
	を受けた入校		性犯罪捜査に必要な捜査知識、技能の
	者		向上を図る
取調べ技能専科	所属から推薦	5 日間	県下各捜査員に対し、適正な取調べの
	を受けた入校		実施及び取調べ技能に関する知識・技
	者		能の向上を図る
鑑識 専科 (指掌紋・	所属から推薦	5 日間	指掌紋・足痕跡鑑識業務に関する専門
足痕跡)	を受けた入校		的知識、技能の向上を図る
	者		
検視実務専科	検視を担当す	5 日間	検視を担当する捜査員の実務能力の向
	る警察官		上を図り、専門的な知識技能を修得さ
			せる
刑事任用科	刑事任用候補	26日間	捜査専務員として必要な基礎的知識及
	者		び技能を体得させる
知能犯捜査専科	所属から推薦	5 日間	知能犯捜査を担当する捜査員等に対し、
	を受けた入校		必要な知識及び技能を修得させる
	者		
受傷事故防止専科	受傷事故防止	4 日間	街頭活動における受傷事故防止に必要
	を指導する者		な知識技能を修得させる
交通捜査専科	交通事故事件	5 日間	交通事故事件捜査の専門的知識の習得
	捜査を担当す		及び捜査能力の向上を図る
	る警部補以下		
	の交通警察官		
交通管理専科	所属から推薦を	5 日間	交通規制に関する知識、技能を習得さ
	受けた入校者		せる
警察緊急自動車運転		3 日間	現に、四輪の緊急自動車に乗務してい
技能者専科(四輪)	急自動車に乗		る警察官に対し、受傷事故防止等の観
3 12 1 3 11 (I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	務している者		点から、緊急自動車の運用に関する高
	\$3 0 C \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		度な知識・技能の習得・向上を図る
<u>────────────────────────────────────</u>	現に一輪の竪	3 日間	現に、二輪の緊急自動車に乗務してい
技能者専科(二輪)	急自動車に乗	0 11 11,	る警察官に対し、受傷事故防止等の観
	務している者		点から、緊急自動車の運用に関する高
	43, C C C S C		度な知識・技能の習得・向上を図る
<u></u> 交通任用科	交通任用候補	12日間	交通警察官として必要な基礎的知識及
又 地 压 力 杆	者	1 Z H [fl]	び技能を体得させる
災害警備専科	警察署警備課	5 日間	災害対策要員として必要な知識技能を
火古書加守什		9 H H1	
	等における災害対策悪見		修得させる。
数 苯 古 到	害対策要員	E 17 888	敬継目しして以再と敬継の共体に
警護専科	警護要員に指	5 日間	警護員として必要な警護の技術・知識の中央な際で
	定されている		の向上を図る
数性は見る	警察官	4 0 E E	数供表数目1120日1120日
警備任用科	警備任用候補	12日間	警備専務員として必要な基礎的知識及
	者		び技能を体得させる

7 人事評価の状況

地方分権が進む中、高度化・多様化している県民の行政ニーズに対応する地方公共団体の役割はますます増してきています。また、厳しい財政状況の中で、県政を効率的かつ円滑に推進するために組織力を高めることが重要です。

そのために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を的確に把握することで職員の士気の高揚と主体的な行動・能力開発につなげて組織力を高め、最終的には県民サービス向上の土台をつくることを目的として人事評価を実施しています。

八人长 李	対色老豆ハ	第二岁 河 年 老	第一步却压地	⇒亚 /正 /Ⅲ Ⅲ
任命権者	対象者区分		第二次評価者 部局長 等	評価概要
	課長・室長級	部次長(次長	前 何 女 寺	①人事評価の期間
知事部局等	以上	を置く場合)		・能力評価 毎年4月1日から
		等		翌年3月31日まで
	参事·主幹·	課長・室長	部局長	・業績評価 毎年4月1日から
	補佐級			9月30日まで及び10月1日
	出先所長	本庁の課長・	部局長	から翌年3月31日まで
		室長		②評価の方法
	その他管理職	所属長	本庁の課長・	・能力評価 評価項目ごとに定
			室長	める着眼点に基づき、職務遂行
	その他職員	本庁の課長補	本庁の課長・	の過程において発揮された能力
		佐又は出先機	室長又は出先	を客観的に評価します
		関の課長(又	所長	・業績評価 職員があらかじめ
		は次長)		設定した業務目標の達成度その
				他設定目標以外の取組により、
				その業務上の業績を客観的に評
				価します。
				・評価の結果は、5段階の評語
				が付されます。
				③人事評価の結果の活用
				・任用、給与、分限その他の人
				事管理の基礎として活用してい
				ます。
				・職員の人材育成に積極的に活
				用するよう努めています。
	課長・室長級	教育次長等	教育長 等	①人事評価の期間
教育委員会	以上			・能力評価 毎年4月1日から
	参事・主幹・	課長・室長	教育次長	翌年3月31日まで
	補佐級			・業績評価 毎年4月1日から
	出先所長	本庁の課長・	教育次長	9月30日まで及び10月1日
		室長	2017 00 20	から翌年3月31日まで
	その他管理職	所属長	教育次長	7, 9 2 7 6 7 6 1 7 8 6
	○ 小區日本土和	1/21 /104 1		②評価の方法
	その他職員	太庁の課長婦	太庁の課長・	・能力評価 評価項目ごとに定
				める着眼点に基づき、職務遂行
I	l	関の部長等	所長	の過程において発揮された能力

					を客観的に評価します
					・業績評価 職員があらかじ
					設定した業務目標の達成度そ
					他設定目標以外の取組により
					その業務上の業績を客観的に
					価します。
					・評価の結果は、5段階の評
					が付されます。
					③人事評価の結果の活用
					・任用、給与、分限その他の
					事管理の基礎として活用して
					ます。
					・職員の人材育成に積極的に
					用するよう努めています。
	校長	<u> </u>	市町村教育長	市町村教育長	①人事評価の期間
教育委員会		`			・能力評価 毎年4月1日か
(学校)			教職員課長		翌年3月31日まで
() ()()	教頭	 盾	校長	市町村教育長	1
	17.29			指定の者又は	
				教職員課長	②評価の方法
	70	つ他教職員	教頭マけ	校長又は	・能力評価 評価項目ごとに
		7 世 狄 椒 貝	事務長	教職員課長	める着眼点に基づき、職務遂
			事 仂 尺	数概員帐及	の過程において発揮された能
					を客観的に評価します。
					* 業績評価 職員があらかじ
					設定した業務目標の達成度それがある。
					他設定目標以外の取組により
					その業務上の業績を客観的に
					価します。
					・評価の結果は、5段階の評
					が付されます。
					③人事評価の結果の活用
					・任用、給与、分限その他の
					事管理の基礎として活用して
					ます。
					・職員の人材育成に積極的に
					用するよう努めています。
		参事官	主管部長	本部長	①人事評価の期間
警察		本部の所			・能力評価 毎年4月1日か
		属長			翌年3月31日まで
			警務部長		・業績評価 毎年4月1日か
		は警視の			9月30日まで及び10月1
					から翌年3月31日まで
		署長			1
			主管部長	警務部長	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				警務部長	②評価の方法

視	職)			める着眼点に基づき、職務遂行
	副校長	学校長		の過程において発揮された能力
警	副署長	署長		を客観的に評価します
視	警察学校	学校長		・業績評価 職員があらかじめ
相	の副校長	(注2)		 設定した業務目標の達成度その
当	以外の警			他設定目標以外の取組により、
職	視(警視			その業務上の業績を客観的に評
	相当職)			価します。
	警察署の	署長		・能力、業績評価ともに評価の
	副署長以			結果は、5段階の評語(S·A·
	外の警視			B·C·D) が付されます。
	(警視相			
	当職)			③人事評価の結果の活用
	本部の課		主幹部長	· 任用、昇任試験、給与、分限
	及び所に		그 +1 메 ᄷ	その他の人事管理の基礎として
	置く警視			活用しています。
	(警視相			・職員の人材育成に積極的に活
	当職)			用するよう努めています。
警	次席、副	形 屋 E.		
部	所長又は			
	別及又は			
警	次席、副	武屋 臣		
部	次席、副			
		(注4)		
相	副隊長以			
当	外の警			
職	部(警部			
-	相当職)	大切の細目は		
		本部の課長補		
		佐、通信指令	(注4)	
		官、隊長補佐、		
		校長補佐、室		
##	44 n4	長補佐若しく		
	部補	は主任研究員		
	警部補相当	又は署の課長		
職)		(これらの者		
		の配置がない		
		場合は、警部		
		(警部相当職)		
		以上の職員で		
		ある直接の上		
SIII		司)		
	坒部長 ‴古忠原に	同上		
	巡査部長相	(注5)		
当耶	戦 <i>)</i>			
巡る				
(巡	査相当職)			

- 注1 参事官を補助者とする。
- 注2 副校長を補助者とする。
- 注3 副署長を補助者とする。
- 注4 次席、副所長、副隊長、副校長又は副署長をそれぞれ補助者とする。
- 注5 係長又は小隊長の職にある者(これらの者の配置がない場合は、警部補(警部補 相当職)以上の職員である直接の上司)をそれぞれ補助者とする。
- (注) 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

8 退職管理の状況

県を退職する職員の再就職の公正性及び透明性を確保するため、奈良県退職職員の再就職に関する取扱要綱に基づき、その支援を行っています。退職予定職員の人材情報に関する情報提供窓口として、総務部人事課に「奈良県退職予定職員人材バンク」を設置し、人材情報の提供を希望する民間企業等に情報を提供するとともに、再就職が決定した場合には、職員が届出を総務部人事課に提出することとしています。

また、前年度の退職職員(退職時に本庁課長補佐級又は出先機関課長級以上であった職員に限る)の再就職状況(氏名、退職時役職名、再就職先名称等)を毎年10月1日までに公表しています。

9 福祉及び利益の保護

(1) 安全衛生管理体制

ア 知事部局等

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	1 箇所	1 箇所	100 %
安全管理者	6 箇所	6 箇所	1 0 0 %
衛生管理者	15 箇所	1 5 箇所	1 0 0 %
安全衛生推進者	5 6 箇所	5 6 箇所	1 0 0 %
産業医	15 箇所	1 5 箇所	100 %

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	6 箇所	6 箇所	100 %

イ 教育委員会

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	0 箇所	0 箇所	_
安全管理者	0 箇所	0 箇所	_
衛生管理者	3 5 箇所	3 5 箇所	1 0 0 %
安全衛生推進者	12 箇所	12 箇所	1 0 0 %
産業医	3 5 箇所	3 5 箇所	100 %

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	0 箇所	0 箇所	_

ウ警察

	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
総括安全衛生管理者	0 箇所	0 箇所	_
安全管理者	0 箇所	0 箇所	_
衛生管理者	17 箇所	17 箇所	1 0 0 %
衛生推進者	1 箇所	1 箇所	1 0 0 %
産業医	17 箇所	17 箇所	1 0 0 %

	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
安全衛生委員会	0 箇所	0 箇所	_

^{※「}選任している事業所数」には、法律上の義務ではなく任意で設置しているものは算入していません。

(2) 職員健康管理事業

1 知事部局等及び教育委員会

ア 定期健康診断

区 分	対 象 者
定期健康診断	全職員
深夜業務従事職員健康診断	深夜業務に従事する職員

イ 特別業務従事職員健康診断

区 分	対 象 者
有機溶剤取扱い業務従事職員健康診断	有機溶剤取扱い業務に従事する職員
特定化学物質取扱い業務従事職員健康	特定化学物質取扱い業務に従事する職員
診断	
放射線照射業務等従事職員健康診断	放射線照射業務等に従事する職員
腰痛健康診断	重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい
	負担のかかる作業に常時従事する職員
情報機器作業従事職員健康診断	情報機器作業に基本的に毎日従事する職員で希望者
農薬使用業務従事職員健康診断	農薬取扱い業務に従事する職員
	B型肝炎ウイルス・結核・麻疹・風疹に感染する恐れ
感染症予防対策	のある業務に従事する職員で希望者(麻疹は業務によ
(抗体検査・予防接種等)	る海外渡航者含)
	破傷風・トキソプラズマ症に罹患する危険性の高い業
	務に従事する職員で希望者

ウ がん検診

区 分	対 象 者
胃がん検診	30歳以上の職員で希望者
大腸がん検診	30歳以上の職員で希望者
前立腺がん検診	50歳以上の男性職員で希望者
乳がん検診	
エコー	30歳以上の女性職員で希望者
マンモグラフィ	40歳以上の女性職員で希望者 (2年に1回)
子宮がん検診	20歳以上の女性職員で希望者(20歳代は2年に1回)

エ 人間ドック (※地方職員共済組合による県補助金充当事業)

区 分	対 象 者
人間ドック事業	30歳以上の組合員及び35歳以上の被扶養配偶者で希望者

才 健康相談事業

区分	対 象 者
職員のこころの相談窓口(人事課	全職員
相談員・臨床心理士・保健師)	
職員健康相談(産業医・保健師)	全職員
メンタルヘルスカウンセリング	全職員及びその家族等
(精神科医)	
こころリフレッシュ相談「ほっと	全職員
・ルーム」 (臨床心理士等)	

カ 過重労働による健康障害を防止対策

. 12 12 70 1201 = 0			
区分	対象者		
産業医による面接	面接指導の対象職員(管理職手当対象職員を含む)		
	1 面接指導必須の職員		
	(I) 1月当たりの時間外勤務が100時間以上		
	(Ⅱ) 2~6ヶ月平均の時間外勤務が80時間を超過		
	2 本人の申出に基づく面接指導を実施する職員		
	(I)1月当たりの時間外勤務が、80時間を超過		
	(Ⅱ)1月当たりの時間外勤務が、45時間超過かつ3月連		
	続		
	(Ⅲ)長時間勤務により、疲労の蓄積が認められ、又は		
	健康上の不安を有する者		

キ ストレスチェック制度・職場環境改善推進事業

区分	対象者		
ストレスチェック	週29時間以上勤務している職員		
の実施			
高ストレス者へ	ストレスチェックの結果高ストレスとなった職員		
の産業医等面接			
職場環境改善研修	各所属の安全衛生推進者		
職場環境改善検討	希望・選定所属の安全衛生推進者を含む職員		
会			

2 警察

ア 定期健康診断

, ,C,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
区 分	対 象 者	
一般健康診断	全職員	
胸部検診	全職員	
胃検診	35歳以上の職員及び30歳以上35歳未満の希望職員	

イ 特別業務従事職員健康診断

区分	対 象 者
特定物質等取扱従事者検診	特定物質等取扱いに従事する職員
学校給食調理従事者検診	学校給食調理に従事する職員
航空機整備作業従事者検診	航空機整備作業に従事する職員
車両乗務員検診	車両乗務に従事する職員
鑑識作業従事者検診	鑑識作業に従事する職員
V D T 作業従事者検診	V D T 作業従事職員
B型肝炎感染症対策	B型肝炎に感染するおそれのある職員

ウ がん検診 (※警察共済組合奈良県支部による事業)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区 分	対 象 者
大腸がん検診	35歳以上の職員
子宮がん及び乳がん検診	希望女性職員
前立腺がん検診	35歳及び40歳以上の男性職員

エ 人間ドック (※警察共済組合奈良県支部による事業)

区 分	対 象 者
人間ドック事業	30歳以上の希望職員
	30歳以上の被扶養者で希望者
脳ドック	50歳以上の希望職員

才 健康相談事業

区 分	対 象 者
健康相談	全職員
精神保健カウンセラー等	全職員
メンタルヘルス・カウンセリングルーム	全職員及びその家族

カ 過重労働による健康障害の防止対策

区分	対象者
産業医による面接	①「正規の勤務時間以外の時間が1か月について100時
	間以上の職員」
	②「1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の
	1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加
	えたそれぞれの期間における正規の勤務時間以外の時間
	について、1か月当たりの平均時間が80時間を超えた職
	員」
	③長時間の勤務により、疲労の蓄積が認められる職員又
	は健康上の不安を有すると認められる職員であって、面
	接指導を受けることを申し出たもの

キ ストレスチェック制度・職場環境改善推進事業

区分	対象者
ストレスチェック	全職員
の実施	
高ストレス者へ	ストレスチェックの結果、高ストレスとなった職員
の産業医面接	
職場環境改善研修	各所属の管理官・副署長

(3) 公務災害・通勤災害認定

(単位:件)

[区分	2 年度
		認定件数
公務災害	知事部局等	19
	教育委員会	93
	警察	48
	小 計	160
通勤災害	知事部局等	4
	教育委員会	7
	警察	1
	小 計	11
計		171

(注) 知事部局等には、知事部局、教育委員会以外の 各行政委員会事務局及び水道局を含みます。

(4) 互助会制度

職員の共済制度に関する条例の定めるところにより職員の相互共済及び福利増進を目的として組織されています。

(令和2年度)

財源	会員数	会員からの	事業収入
団体名		掛金額	金額
奈良県職員互助会	8, 120名	126,507千円	28,616千円
		(81.6%)	(18.4%)
奈良県教職員互助組合	10, 994名	480,958千円	72, 123千円
		(87.0 %)	(13.0%)
奈良県警察職員互助会	2, 924名	57,530千円	18,997千円
		(75.2%)	(24.8%)

令和2年度 奈良県人事委員会の業務の状況

1. 職員の競争試験及び選考の状況

令和2年度に実施した競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 採用試験実施概要

(ア)試験の種類、受験資格、試験公告日等

試験の種類	試験職種	試験分野	受 験 資 格	試験公告日	受付期間
I 種 試 験 (大卒程度)	総合職	行行総建設化農林畜 政政士 A B 木築備学学学産	①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で ②校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は令和3年3月末日までに卒業見込みの人	5月12日 (火)	5月14日(木) 6月 1日(月)
	警察行政職	警察行政			
	資格職	薬剤師	昭和60年4月2日から平成9年4月1 日までに生まれた人		
I 種試験 (追加募集) (大卒程度)	総合職	総合土木 建 築	①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成11年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は令和3年3月末日までに卒業見込みの人	9月15日 (火)	9月23日(水)
Ⅱ 種 試 験 (高卒程度)	総合職	一般事務 土 木	平成11年4月2日から平成15年4月 1日までに生まれた人	7月17日 (金)	8月18日(火)
	警察事務職				9月 3日(木)
	森林管理職		昭和55年4月2日から平成15年4月1日 までに生まれた人		
市 町 村 学 校 事 雅 試 験	小・中学校 事務職	A区分	昭和55年4月2日から平成11年4月 1日までに生まれた人	7月17日 (金)	8月18日(火)
1木 / 1 四、 例文		B区分	平成11年4月2日から平成15年4月 1日までに生まれた人		
社会人経験 者採用試験	総合職	行 政 土木建築	昭和55年4月2日から平成3年4月1 日までに生まれた人	7月17日 (金)	8月18日(火) 2 3日(木)
障害者対象 選考試験	総合職 警察事務職		次の全ての要件を満たす人 ・平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人	8月28日 (金)	9月 8日(火) (
県・市町村 土木職員採 用共同試験	I種		平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	10月30日 (金)	11月2日(月)

試験の種類	試験職種	試験分野	受	験	資	格	試験公告日	受付期間
警察官(大卒程度)	A (男性) A (女性)		昭和62年4 学校教育法によ を卒業した人、 に卒業見込みの	る大学	生(短期	こ生まれた人で 大学を除く。) F3月末日まで	3月2日 (月)	<pre></pre> <pre></pre> <pre></pre> <pre></pre> <pre></pre> <pre>4月13日(月)</pre> <pre></pre> <pre> <pre></pre> <pre></pre></pre>
	武 道 A (男性) A (女性)		校教育法によるを卒業した人でに卒業見込・男性は3段以	2日り、 2日り、 ステンス ステンス ステンス ステンス ステンス ステンス カンス カンス カンス カンス カンス アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル	【降に生 と(短期 よ令和: 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	人 生まれた人で学 大学を除く。) 3年3月末日ま 2段以上の段位 道館、剣道:: 忍定する段位)		〈郵送・持参〉 3月5日(木) ~ 4月17日(金)
	サイバー捜査官		昭和60年4 1日までに生ま	月2日れた人	から [∑] 、	P成 1 5年 4 月		
	A (男性) A (女性)		昭和62年4 学校教育法によ を卒業した人、 に卒業見込みの	る大学	(短期	こ生まれた人で 大学を除く。) F3月末日まで	7月1日 (水)	<pre></pre> <pre> <pre></pre> <pre><</pre></pre>
警察官 (高卒程度)	B (男性) B (女性)		昭和62年4 1日までに生ま	月2日れた人	から 、で警察	F成15年4月 客官A以外の人		7月3日(金) (8月21日(金)
	武 道 B (男性) B (女性)		・男性は2段以 を有すること	2日カ れた人 上、女 (柔道	いら平原 で警察 で性は では では では で	人 戈15年4月1 寮官A以外の人 別段以上の段位 道館、剣道:全 忍定する段位)		

[※]令和2年度奈良県警察官(第1回)採用試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月1日公告の令和2年度奈良県警察官採用試験案内に統合

[※]警察官試験は、警察本部において実施

(イ)各試験の試験日、試験種目、合格発表日等

試験の種類	職種 · 分野		試	験	日	試験種目	会 場	合格発表日
I 種試験 (大卒程度)	総合職 行 政 A 行 政 B 総合土木 建	行 政 A		8日(日)	教養試験 専門試験 論文試験 適性検査	県立郡山高等 学校	7月21日(火)
	設 (((((((((((((((((((10日(月)、14日	口述試験	自治研修所	
		第2次 試 験	(金)、	8月4日	i)、31日 日(火)~7日 i)~13日(木)	口述試験	自治研修所	8月21日(金)
	資格職 薬 剤 師	第1次 試 験	6月2	8月(日)	教養試験 専門試験 論文試験 適性検査	県立郡山高等 学校	7月21日(火)
		第2次 試 験	8月1	2日(水	.)	口述試験	自治研修所	8月21日(金)
I 種試験 (追加募集) (大卒程度)	総合職 総合土木 建 築	第1次 試 験	11月	1日(日)	教養試験 専門試験 論文試験 適性検査	自治研修所	11月13日(金)
		第2次 試 験	11月	24日((火)	口述試験	奈良総合庁舎	12月1日(火)
Ⅱ種試験 (高卒程度)	総合職 (一般事務、 土木) 警察事務職	第1次 試 験	9月2	7日(日)	教養試験 作文試験 適性検査	県立畝傍高等 学校	10月7日(水)
		第2次 試 験		5日(木 、9日	(月)	口述試験	自治研修所	11月16日(月)
市町村立 小中学校 事務 試験	小・中学校 事務職 A区分 B区分	第1次 試 験	9月2	7日(日)	教養試験 作文試験 適性検査	県立畝傍高等 学校	10月7日(水)
	D EX	第2次 試 験		4日(水 9日 (J	(i)~6日 月)	口述試験	自治研修所	11月16日(月)
社会人経験 者採用試験	総合職 行 政 土木建築	第1次 試 験	9月:	27日(日)	教養試験 論文試験 適性検査	県立畝傍高等 学校	10月27日(火)
			10月	18日((日)	口述試験	自治研修所	
		第2次 試 験	1 1月 (日)	21日((土)、22目	口述試験	自治研修所	12月1日(火)

[※]I種試験総合職(行政B)は、第1次試験の専門試験はなし

[※]Ⅱ種試験第1次試験の専門試験は総合職(土木)のみ

[※]社会人経験者採用試験総合職(土木建築)は、第1次試験の教養試験はなし

試験の種類	職種.分野		試 験 日	試験種目	会場	合格発表日
障害者対象 選考試験	総合職	第1次 試 験	11月1日(日)	教養試験 作文試験	自治研修所	11月13日(金)
		第2次 試験	11月25日(水)、27日(金)	口述試験	奈良総合庁舎	12月1日(火)
県・市町村 土木職員採 用共同試験	I種	第1次 試 験	12月6日(日)	教養試験 専門試験	奈良総合庁舎	12月22日(火)
		第2次 試 験	1月12日(火)	論文試験 適性検査	奈良総合庁舎	1月26日(火)
			1月20日(水)	口述試験	奈良総合庁舎	
警察官 (大卒程度) (高卒程度)	A (男性) A (女性) B (男性)	A (女性) B (男性) B (女性) 武 道	9月20日(日)	教養試験 専門試験 論文試験	県立二階堂高 等学校 警察学校	10月21日(水)
			10月10日(土)、11日(日)	体力試験 実技試験 口述試験	警察学校	
	A(女性) B(男性)	A(女性)第2次B(男性)試験	10月29日(木)、30日(金)	身体検査 適性検査	警察本部第二 庁舎	12月14日(月)
	B (女性) サイバー捜 査官		11月26日(木)、12月 1日(火)、3日(木)	口述試験		

- ※専門試験は、サイバー捜査官のみ実施
- ※実技試験は、武道A(男性)・武道A(女性)のみ実施
- ※武道及びサイバー捜査官は、第1次試験の口述試験はなし
- ※武道B(男性)・武道B(女性)は、申込みがなかったため未実施

イ 採用試験結果一覧

試験の	試験職種	試験分野	第1次試験			第2次試験			
種類	PC/00代 相联7里		申込者数	受験者数 (a)	合格者数	受験者数	合格者数 (b)	最終競争率 (a)/(b)	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(倍)	
		行政A	313	229	116	115	59	3. 9	
	行政 B	62	48	30	28	12	4.0		
		総合土木	27	24	18	18	17	1.4	
	総合職	建 築	9	8	5	5	4	2.0	
		設備	11	8	7	7	3	2.7	
I 種		化 学	14	9	7	7	6	1.5	
		農学	13	11	8	7	4	2.8	
		林 学	18	16	15	15	8	2.0	
		畜 産	2	2	2	2	2	1.0	

試験の	試験職種	試験会	7 眠		第1次試験			第2次試験	
種 類	10000000000000000000000000000000000000	11人例火 ラ	万到'	申込者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	最終競争率
				(人)	(a) (人)	(人)	(人)	(b) (人)	(a) / (b) (倍)
I 種	警察行政職	警察	行政	18	14	6	6	2	7. 0
1 作里	資格職	薬 剤	亅師	11	7	7	7	4	1.8
I 種(追加募集)	総合職	総合	土木	8	3	3	2	0	-
(超/加芬米)	// 기 기타자	建	築	19	11	9	9	5	2.2
 Ⅱ 種	総合職	一般	事務	15	15	6	4	2	7. 5
11 14		土	木	2	2	1	1	1	2.0
	森林管理職			121	95	21	16	6	15.8
	警察事務職			18	12	8	8	4	3.0
小・中学 校事務職	小・中学 校事務職	A区	分	251	184	62	53	12	15. 3
1久 尹 4为400	1人 于 4方40人	B⊠	分	27	25	16	16	7	3. 6
 社 会 人	総合職	行	政	253	165	32	31	12	13.8
	小心 口 相及	土	木	15	13	11	11	6	2.2
		建	築	7	5	4	4	2	2.5
障害者選考	総合職			36	34	16	15	5	6.8
	警察事務職			5	4	2	2	0	-
共同試験	総合職	I 種(上木)	7	5	2	2	1	5.0
	A (男性)			407	231	95	89	57	4.1
	A (女性)			83	53	16	16	10	5. 3
	武道A(男性)			1	1	0	0	0	=
警察官	武道A(女性)			2	1	1	1	1	1.0
	B (男性)	/	,	195	146	64	63	32	4.6
	B (女性)			44	37	9	9	6	6.2
	武道B (男性)			0	0	0	0	0	_
	武道B(女性)			0	0	0	0	0	_
	サイバー捜査官			1	1	1	0	0	_
<u> </u>	 採用試験の申记	1 土木 米/ ·	vi ey ∃v	半山上 然 1	かっる。世	りいずれかに	大百旧头温	+D 1 +- ±	l .

[※]土木職員採用試験の申込者数、受験者数は、第1~第3希望のいずれかに奈良県を選択した者

[※]警察官試験は、警察本部において実施

(2)採用に係る選考

ア 職務別の状況

部局職	知事部局 (人)	教育委員会 (人)	警察本部 (人)	計 (人)
部長相当職	1			1
次長相当職	2			2
課長相当職	1		1	2
課長補佐 間 当職			1 9	1 9
係長相当職			1 0	1 0
係員相当職	1 6		4	2 0
計	2 0	0	3 4	5 4

[※]職員の任用に関する規則第8条に掲げる職への採用(国、県及び市町村との人事交流による採用を含む。)

イ 上記アのうち、資格・免許や特定の知識・技能を必要とする職種別の状況

職種	人 数 (人)
児童福祉司	3
心理判定員	4
保育士	2
児童指導員	3
司書	1

[※]資格・免許や特定の知識・技能を必要とする職種で、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職への採用

2. 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

【職員の給与等に関する報告及び勧告】

令和2年10月22日に職員の給与等に関する報告及び勧告を、令和2年11月11日に職員の給与に関する報告を県議会及び知事に対して行いました。

- 給与勧告のポイント 月例給の改定なし、ボーナスの引下げ
 - ① 公民較差 (△0.06%) がわずかなため、月例給(給料月額等)の改定なし
 - ② 期末手当・勤勉手当 (ボーナス) を引上げ (0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ 期末手当の支給月額に反映

I 給与の改定等

1 職員給与と民間給与との比較

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所290から抽出した102事業所について、 令和2年4月分の給与等の調査を実施(職種別民間給与実態調査)

(1) 月例給

		公 民	焅伽冬伽		
民間の給与(A)	職員の給与(B)	(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	(給与減額)の 適用	
270 52711	370,758円	△ 221円	△0.06 %	減 額 前	
370,537円	369,603円	934円	0.25 %	減額後	

- (注)1 民間給与は、所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額である。
 - 2 職員給与は、行政職給料表適用者(平均年齢42.2歳、平均経験年数19.7年)で、諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当等)を含む。
 - 3 上段「減額前」は、特例条例による管理職に対する給与減額がないものとした場合の給与及び較差、下段「減額後」は、特例条例による管理職に対する給与減額〔部・次長級は3%減、課長級は2%減、小規模長級は0.5%減〕により実際に支払われた給与及び較差
- (2) 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合(4.38月)は、職員の支給月数(4.50月)を上回っている。

(注) 民間の支給割合は、令和元年8月から令和2年7月までにおける支給状況

2 給与改定の内容

(1) 給料表

公民較差がわずかで、職員と民間の給与水準は概ね均衡していることから、月例給の改定を行わない。

- (2) 期末手当・勤勉手当 (ボーナス)
 - ・ 民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引下げ 4.50月分→4.40月分
 - ・ 引下げ分は民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

一般職員の支給月数	6 月 期	12月期		
令和2年度 期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.20月 (現行1.30月)		
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)		
令和3年度 期末手当	1. 25 月	1. 25 月		
以 降 勤勉手当	0. 95 月	0. 95 月		

(3) 改定の実施時期令和2年12月1日

Ⅱ 人事管理

1 多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備

・ コロナ禍への対策、行政のデジタル化等の課題も踏まえた人事管理を行うために、業務執行の在り 方を再構築した上でデジタル化を推進するとともに、場所及び時間を選ばずに業務に取り組めるIC T環境等の整備を行いつつ、ワーク・ライフ・バランスや個人の事情に応じた多様で柔軟な働き方の 推進が必要

2 パワー・ハラスメント等の防止の徹底

- ・ パワー・ハラスメントに対して厳正に対処する旨の懲戒処分指針を改正するだけでなく、ハラスメントの防止に関する指針についても、職員が各ハラスメント行為をしてはならないという明確な禁止 規定に改めることが求められる。
- ・ 今後もハラスメント防止は勿論のこと、被害を受けた職員の回復に向けた実効性のある取組が必要

3 総実労働時間の短縮

- ・ 従来の超過勤務縮減の取組だけでなく、コロナ禍に対応するために臨機応変な人員配置及び業務量 に応じた人員の確保が必要
- ・ 各部局の責任者が先導して事業効果の低い業務、各所属単独では見直すことが難しい業務、慣行等 の廃止・合理化を強力に推進することが重要
- ・ 各学校において、管理職は各教職員の業務状況の把握及び勤務時間の適切な管理を行い、保護者、 地域関係者等の理解を得ながら、教職員の負担軽減を進めることが重要

4 心身両面の健康管理

- ・ メンタル不調の予防及び早期対応に引き続き努めるとともに、職場復帰を目指す職員の支援体制等 丁寧なフォローアップが重要
- ・ 昨年の労働安全衛生法の改正を受けて、独立性・中立性を強化された産業医及び衛生委員会の適切 な運営により、各事業場で安全衛生管理体制の充実を図ることが重要

5 女性活躍と両立支援の推進

- ・ 女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施などの意識改革策、女性が少ない分野・ポスト への配置をより一層積極的に実施することが必要
- ・ 男性職員の育児休業取得率は昨年度より大幅に上昇。引き続き取得を促進するため、育児休業を取得しやすい環境整備に継続的に努めることが必要
- ・ 両立支援に関する制度を利用する職員の適性を特段に配慮した人事配置等、制度を利用しながら活躍できるようにするための取組を引き続き講じることが必要

6 多様な人材の確保

- ・ コロナ禍により従前のような集合型の説明会等の開催が困難な状況にある中、ウェブ会議、動画配信の活用等をして、今後は臨機応変に情報を発信
- ・ 技術系職員の確保は喫緊の課題であり、国及び他の都道府県はもとより、民間企業における採用選 考活動の動向等に留意し、魅力的なキャリアパスの検討等任命権者と連携しながら採用活動を実施

7 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 高齢層職員が持つ豊富な経験及び知識を最大限に生かすためには、意欲的に職務に取り組むためのマネジメントが重要
- ・ 定年の引上げについて、その開始を見据えて60歳を超える職員の能力及び経験を生かせる執行体制 を検討するとともに、国の動向を注視して遅滞なく進められるよう準備することが必要

8 人材育成と人事評価制度

- ・ 職員の意欲を高めつつ、各職制上の段階において求められる資質・能力を有する職員の育成を強化 し、帰属意識を高めていくことが必要
- ・ 新規採用職員のキャリア形成支援、各種ハラスメントの防止等を通じて、職場環境改善及び職員の 意欲向上に努めていくことが必要
- ・ 人事評価については、評価の公平性、透明性及び納得性の高い制度であることは勿論のこと、人事 評価を契機として自らの成長を実感すること等により、職員のモチベーションを高め、人材育成に有 効に活用することが必要

9 会計年度任用職員の勤務条件

・ 令和2年度から会計年度任用職員制度が開始され、適正な任用及び勤務条件の確保が図られたが、 今後も勤務条件に関して、任期の定めのない常勤職員や国の非常勤職員との権衡に留意していくこと が必要

Ⅲ 給与勧告制度の意義及び実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を維持・確保する手段として重要な役割
- ・ 議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、適正な給 与を確保されるよう要請
- ・ 平成15年4月から実施されてきた特例条例による給与の減額措置は、管理職については引き続き実施されたままであり、適正な給与が確保されるよう望む。

【参 考】

職員の平均給与(行政職給料表適用者)

	勧告前	勧告後	増減額	
年間給与	6, 154, 000円	6, 115, 000円	△39,000円	

- (注) 1 特例条例による減額措置がないものとした場合で算出
 - 2 行政職給料表適用者の平均年齢は42.2歳、平均経験年数は19.7年
 - 3 諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当等)を含む。年間給与は期末手当・勤勉手当を含む。

3. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

- /\		令和元年度末	令 和 2	2 年 度	令和2年度末
区	分	係属件数(件)	要求件数(件)	終結件数(件)	係属件数(件)
任	用	0	0	0	0
給	与	0	O	0	0
勤務時間	・服務等	0	О	0	0
執務環境:	·厚生福利	1	0	1	0
そ 0.	り 他	0	0	0	0
Ē	計	1	0	1	0

上記終結件数の内訳

F7	区 分	取下げ	打切り	判				定		
				却	下	棄	却	認	容	
任	用	0	0	0		0		0	ı	
給	与	0	0	0		0	0		0	
勤務時間	引・服務等	0	0	0		0		0	1	
執務環境	·厚生福利	0	1	0		0		0		
そ (の他	0	0	0		0		0		
章	+	0	1	0		0		0	ı	

4. 不利益処分に関する審査請求の状況 令和2年度における不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

	令和元年度末	令 和 2	年 度	令和2年度末
区 分	係属件数(件)	請求件数(件)	終結件数(件)	係属件数(件)
懲 戒 処 分	3	2	3	2
分 限 処 分	0	0	0	0
その他	1	0	1	0
計	4	2	4	2

上記終結件数の内訳

区分	取下げ	打切り	判定				
			却下	棄 却	処分修正	処分取消	
懲戒	処 分	0	0	0	2	1	0
分限	処 分	0	0	0	0	0	0
そ 0	り 他	0	0	1	0	0	0
į	計	0	0	1	2	1	0